

# ひとり親世帯の時間貧困に対する社会保障制度の構築<sup>1</sup>

社会保障分科会  
慶應義塾大学  
土居丈朗研究会 西村直樹  
2021年 11月  
荒川円香  
上野舜介  
須藤美羽  
西村直樹  
山井美澄  
山室慶剛

---

<sup>1</sup> 本報告書は、2021年12月11日および12日に行われる、ISFJ日本政策学生会議2021のために作成したものである。現時点での論文の方向性を示しており、本報告書にあり得る誤りと主張の一切の責任は筆者たち個人に帰するものである。

## 要約

本稿では時間的余裕を失う貧困(ないしは時間貧困)への社会保障制度が不十分であることを解決すべく、現行制度の拡充と見直しの提言を行うことを目的とする。なお、時間貧困とは Vickery (1977) が定義した「最低限必要な生活時間が労働時間によって確保できない状態」とする。具体的には、家事の外部化支援策費用の低下、育児の外部化によるひとり親支援、時間貧困を考慮に含んだ子育て支援策の適用基準の変革、就労支援の強化を検討する。

まず、現状分析として、従来の金銭的貧困基準をもとに日本の貧困の現状と現行の社会保障制度を確認した上で、時間貧困という観点から日本における状況を確認し、特にひとり親世帯が時間貧困に陥りやすいことを指摘する。次にこれらの現状を踏まえ、ひとり親世帯が時間貧困に陥る要因を1人の親が仕事と家事を同時に行うことによる生活時間の不足、非正規雇用が多く所得が低いために家事の外部化が難しいことに求める。また、諸外国と比べひとり親の就業率は圧倒的に高いにも関わらず、正規雇用の割合が低いために時間的にも金銭的にも貧困に陥っていることを確認し、時間貧困に対する現行の社会保障制度が不十分であることを指摘する。

また、従来の金銭的尺度のみを用いた貧困研究は日本でも多く存在するものの、時間と所得による二次元的貧困の研究は少ない。また、特にひとり親世帯に着目し具体的な政策提言を行う先行研究は存在せず、これが本稿の意義である。

以上を踏まえ、特にひとり親世帯の時間貧困を解消すべく、政府による社会保障制度の拡充を検討する。現行制度では就業支援を行ってはいるものの認知度が低いこと、家事サービス外部化の障壁が高いこと、時間貧困を対象とした支援策が充分にないことが問題としてあげられる。

本稿では第一に「消費生活に関するパネル調査(JPSC)」を用い、Vickery(1977)及び石井・蒲川(2014)を参考にひとり親世帯に対応した所得と時間による二次元的貧困線を作成し、ひとり親の貧困の実態を把握した。その結果をもとに領域ごとの該当世帯の割合を求めたところ、時間貧困もしくは所得貧困に陥っている世帯が9割を占めていることが分かった。また、そのなかでも時間非貧困所得貧困の世帯の割合は非常に高かった。これらのことから、時間貧困に対する政策提言を行う上で所得貧困時間非貧困の世帯を所得貧困から抜け出させる方法について考えることの重要性を確認した。

第二に、ひとり親世帯が所得貧困、時間貧困に陥る要因を分析するため多項ロジスティック回帰分析を行った。その結果、子どもの家事育児をしてくれる人の存在がひとり親世帯における貧困の要因として最も大きいことが分かった。このことから、家事・育児の外部化を政策により推進することの重要性が確認できた。

以上の結果を踏まえて、第一に時間調整後所得貧困の世帯を主なターゲットとした家事・育児の外部化支援策を提言する。まず、家事の外部化支援策については既成食品または即席食品の支援と食料支援を行う民間企業への助成金支援を行うものとする。具体的には各自治体による食料支援策の拡充、民間企業・NPO 法人に対する食料支援事業促進助成金を提言する。次に育児の外部化支援策として介護保険制度に倣い、ベビーシッターによる訪問育児の拡充を提言する。また、ベビーシッターの人材確保のため潜在保育士の訪問育児への参入支援と研修の拡充もあわせて提言する。

第二に、児童扶養手当の支給制限を所得と時間の二次元による基準に改訂することを提言する。具体的な政策の内容としては、家事の外部化コストを考慮した際に新たに所得貧困に陥る世帯を支給対象にして、「時間非貧困・所得貧困」世帯のうち余っている時間を労働にあてた際に所得貧困から脱することができる世帯を支給対象外とする。これにより、就労のインセンティブ付与と財政上健全な社会保障を実現することができる。

最後に、就労支援の強化として認知度向上と第二の政策で支給対象から外れる人への支援を提言する。まず、認知度向上についてはオンライン化推進と児童扶養手当・ハローワーク担当者による他制度の紹介を提言し、利用率向上を目指す。また、正規雇用の促進策として現行の助成金の更なる拡充と表彰による企業への働きかけを提言する。さらにひとり親の資格取得支援としてひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業の貸付金免除条件の緩和を行うものとする。

これらの政策を施行しひとり親世帯の時間貧困を解消することで、本稿のビジョンである「誰もが働きやすい社会の実現」も可能となる。また、現在働いていないひとり親家庭の労働市場参入による労働力増加も期待できる。

## 目次

要約	5
第1章 現状・問題意識	5
第1節 日本の貧困問題について	5
第1項 貧困の定義	5
第2項 日本における貧困の現状	5
第3項 現状の貧困に対する社会保障制度	7
第2節 ひとり親世帯における時間貧困	9
第1項 時間貧困の定義	9
第2項 ひとり親世帯と時間貧困の関係性	9
第3項 海外のひとり親と日本のひとり親の比較	13
第4項 時間貧困に対する現行の社会保障制度	14
第5項 問題意識	16
第2章 先行研究及び本稿の位置づけ	17
第1節 先行研究	17
第1項 時間貧困の研究	17
第2項 日本における時間貧困研究	17
第2節 本稿の位置づけ	18
第3章 理論と現状分析	19
第1節 使用データ	19
第2節 時間軸を考慮に入れた児童扶養手当受給資格基準改訂の試算	19
第1項 分析方法	19
第2項 所得貧困線の設定	20
第3項 時間貧困線の設定	20
第4項 家事労働の代替率の設定	21
第5項 分析結果と解釈	21
第3節 多項ロジスティック回帰分析	24
第1項 変数定義	24
第2項 分析結果と解釈	24
第4章 政策提言	26
第1節 政策提言 1-1：家事の外部化支援策費用の低下	26
第1項 家事の外部化の現状	26
第2項 政策提言の内容	28
第3項 政策提言により期待される効果	30
第2節 政策提言 1-2：育児の外部化によるひとり親支援	30
第1項 育児支援の現状	30
第2項 政策提言の内容	31
第3項 政策提言により期待される効果	33
第3節 政策提言 2：児童扶養手当の支給制限基準改訂	34
第1項 児童扶養手当の現状	34
第2項 政策提言の内容	34
第3項 政策提言により期待される効果	36
第4項 考えられる問題と実現可能性	36
第4節 政策提言 3：就労支援の強化	39
第1項 就労支援の現状	39
第2項 政策提言の内容	41
第3項 政策提言により期待される効果	42
第4項 考えられる問題と実現可能性	42
第5節 政策提言のまとめ	42
おわりに	43
主要参考文献・引用文献・データ出典	44

## 第1章 現状・問題意識

### 第1節 日本の貧困問題について

#### 第1項 貧困の定義

本稿で時間的余裕を失う貧困を扱うにあたって、この第1項では従来の金銭的尺度による貧困について定義する。貧困基準は絶対的貧困基準と相対的貧困基準の2つに分けられる。絶対的貧困基準については世界銀行が2011年の購買力平価をもとに国際貧困ラインを定義しており、これは1日1.9ドル未満での生活とされている。一方、相対的貧困基準については所得格差を表すジニ係数やOECD貧困規準といった指標が一般的に貧困研究では用いられており、日本で主に問題になるのは相対的貧困である。OECD貧困規準は等価可処分所得の中央値の50%と定義されており、国際機関あるいは我が国の政府統計で「測定上」最もよく用いられる基準である。

#### 第2項 日本における貧困の現状

日本における貧困については子供の貧困率、相対的貧困率ともに減少傾向にあった。しかし、2018年の社会生活基礎調査において相対的貧困率は15.4%を記録しており依然として高水準であった。また、OECD Income Distribution(2017)からもわかるように国際的にみても相対的貧困率は未だ高い水準にある。

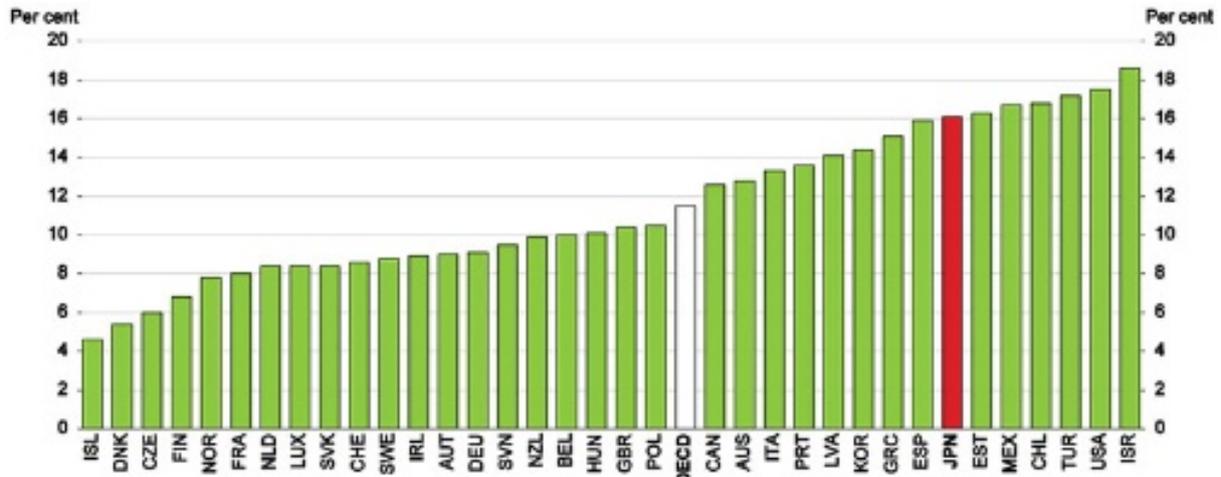
図1：日本の相対的貧困率推移（1985-2018）



このグラフは、厚生労働省が『国民生活基礎調査』の大調査年（3年毎）のデータを用いて相対的貧困率を公表しているものです。

出典：厚生労働省(2020)

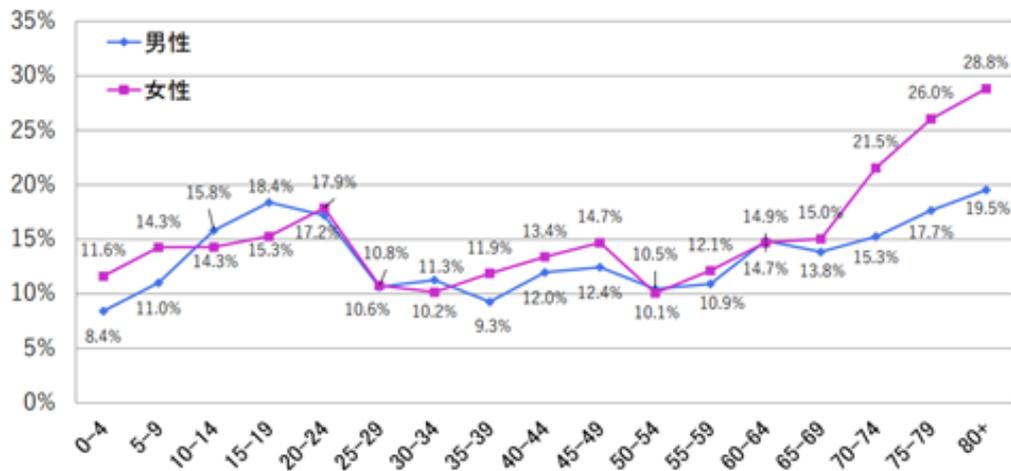
図 2：OECD 加盟国別の相対的貧困率



出典：OECD (2017)

相対的貧困率が高い理由としては高齢者とひとり親世帯の貧困率が高いことがあげられる。図 3 に示す年齢層別・性別の相対的貧困率をみると、高齢化するにつれて男女ともに貧困率が上昇していることが分かる。

図 3：年齢層別・性別の相対的貧困率(2018 年)

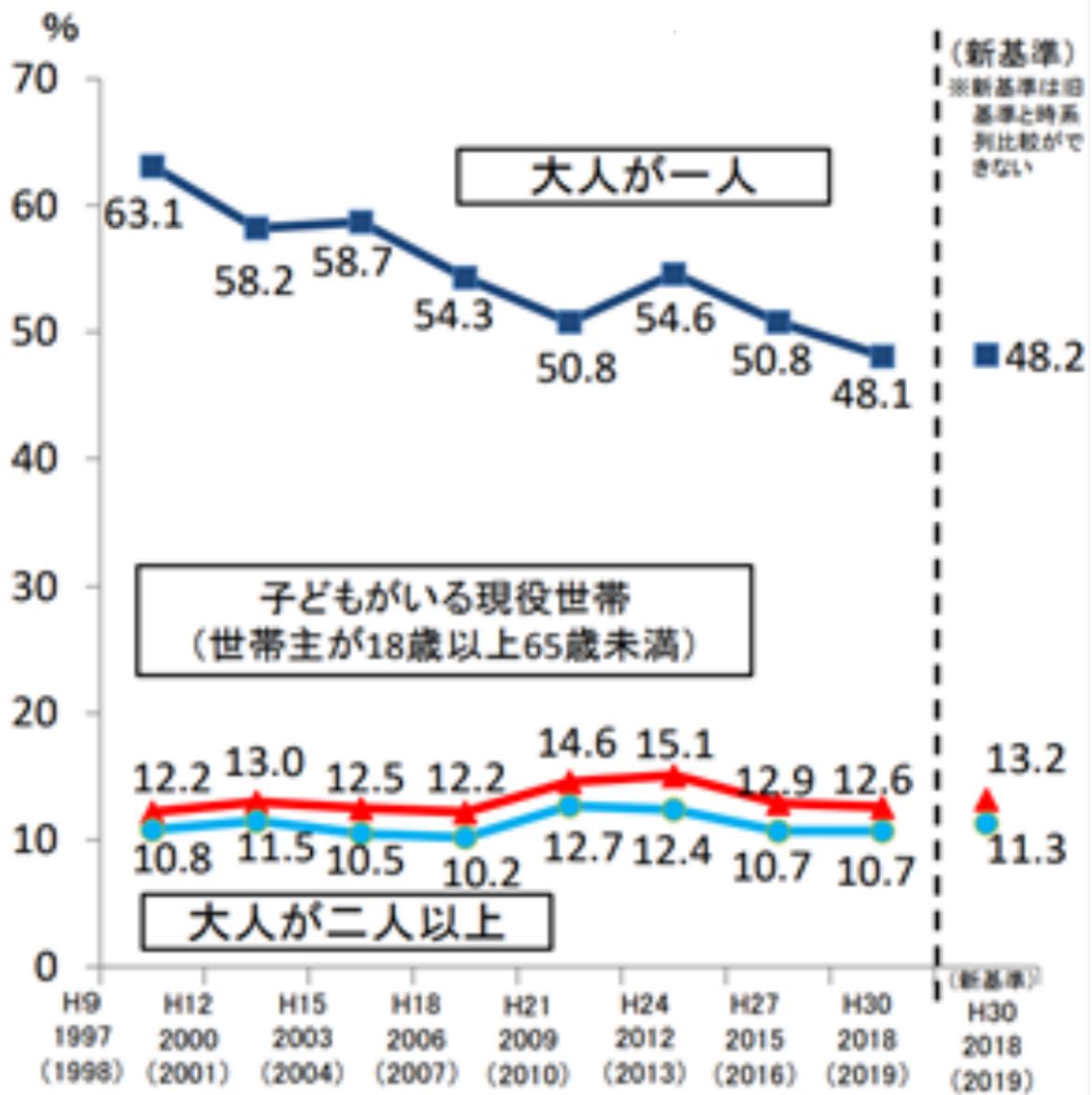


- 男性では、最も貧困率が高いのは、80歳以上、次は15-19歳。
- 女性では、高齢期（70歳以上）の貧困率が最も高い。

出典：阿部彩(2021)

また、図 4 を見ると子供がいる現役世代の相対的貧困率は減少傾向にあるものの、大人が 2 人以上の世帯に比べ大人が 1 人の世帯の貧困率は 3 倍以上の割合であり、ひとり親世帯の 2 世帯に 1 世帯は貧困に陥っている。

図4：子供がいる現役世帯（世帯主が18歳以上65歳未満）の世帯員の相対的貧困率



出典：厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課(2020)

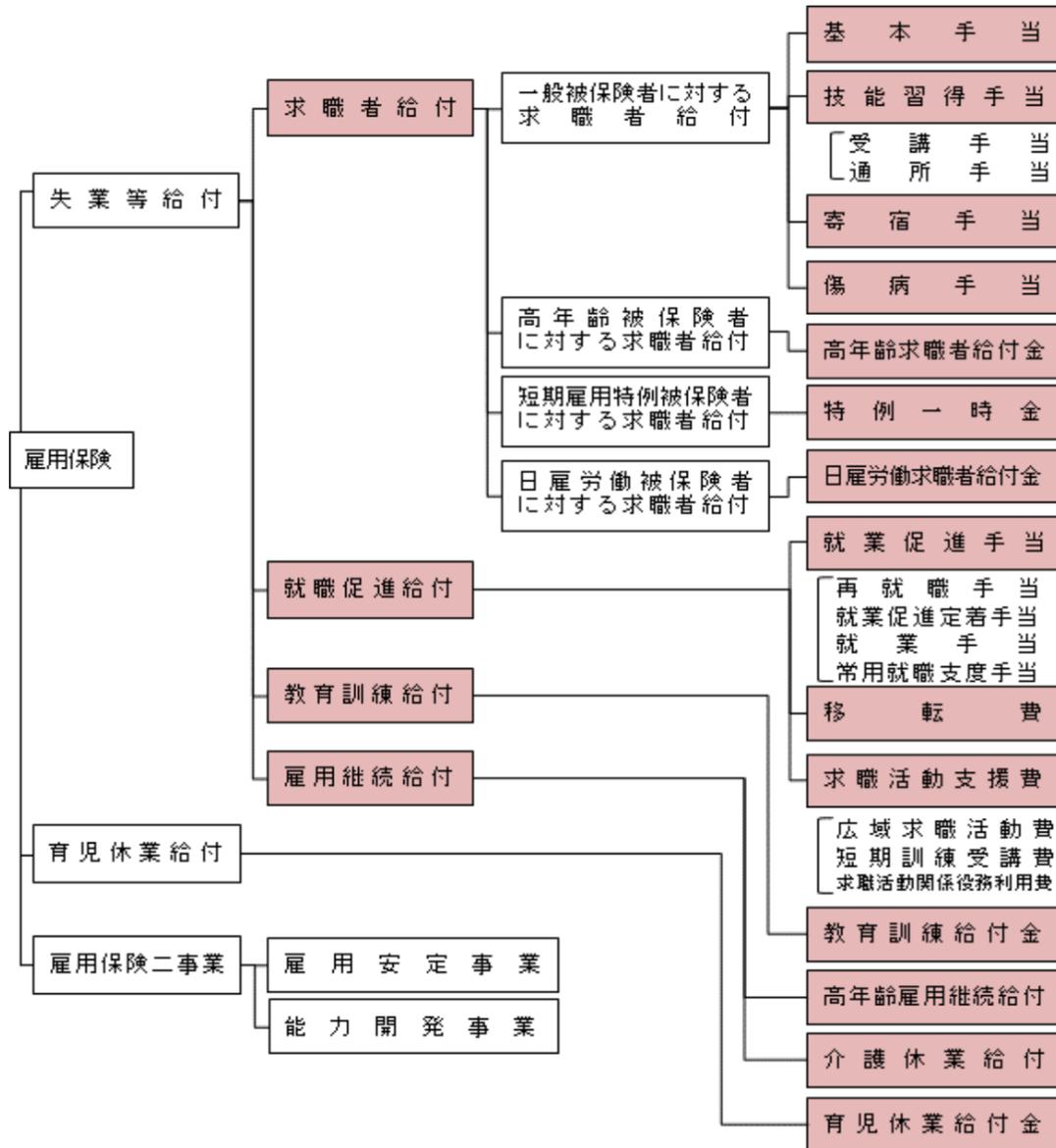
このように高齢者や一人親世帯の貧困は日本において深刻な状況にあることがわかる。

### 第3項 現状の貧困に対する社会保障制度

本項では、現状の日本の貧困に対する社会保障制度に関して述べる。ここでは、貧困を①失業による貧困と、第1節第2項のようにひとり親世帯の2世帯に1世帯が貧困であることから②ひとり親であり負担が相対的に大きいことによる貧困と2つに分け、現状の政策を見ていく。まず、①失業による貧困への政策支援としては、雇用保険制度が例に挙げられる。以下で詳細について示していく。雇用保険制度は、労働者を雇う事業に強制的に適用されるものであり、労働者の安定した雇用及び、雇用の促進を目的としている。これは、図5のように、労働者の失業により収入が減容した場合、労働者の就業継続が困難になった場合、労働者が職業訓練を受けた場合、労働者が子育てのため休業をした場合に労働者に適用され、該当者には失業

等給付及び育児休業給付を支給される。しかし、失業給付の存在、給付水準の上昇や給付期間の延長といった給付の手厚さの増幅には、受給者の失業期間を長期化させる影響や、再就職後の定着率低下の影響もあるとされている。<sup>2</sup>

図 5：雇用保険制度の概要



出典：厚生労働省

次に、②ひとり親であり負担が相対的に大きいことによる貧困への政策支援としては、児童扶養手当が例に挙げられる。これは、地方自治体が支給する、ひとり親家庭の児童のための手当である。以下で詳細について示していく。児童扶養手当は、家庭の安定や自立と、児童の福祉の増進を目的としたものである。これは、離婚によるひとり親世帯や、両親と生活を共にしていない児童がいる家庭が対象であり、現在およそ 90 万人が受給している。さらには、所得制限限度額が設けられており、一定の金額以下に位置する家庭が支援を受けられるような体制に

<sup>2</sup> 小原美紀・沈燕妮 (2021), 「失業給付の効果分析」, 日本労働研究雑誌 2021 年 1 月号 (No.726)



表 2：所得と時間の二次元から見た貧困

	総時間 (V) (hours) week	基礎的活動時間 (T <sub>e</sub> )		T <sub>m</sub> (V - T <sub>e</sub> ) week	最低必要家事時間 T <sub>1</sub>				Total week	配分可能 時間 T <sub>a</sub> (T <sub>m</sub> - T <sub>1</sub> ) week	
		最低限 余暇時 間 (平日) day	最低限 余暇時 間 (休日) day		家事 day	介護・ 看護 day	育児 day	買い物 day			
											week
有配偶世帯 (子どもあり)											
末子 6 歳以上	336	165.5	2.0	6.0	170.5	5.5	0.2	0.4	1.2	50.9	119.6
6 歳未満の子ども 1 人	336	165.5	2.0	6.0	170.5	4.0	0.1	5.0	1.1	71.3	99.2
6 歳未満の子ども 2 人以上	336	165.5	2.0	6.0	170.5	3.7	0.1	6.2	1.0	77.0	93.5
Hervey et al. (2006): Couple with one child	336	175.0	4.0	4.0	161.0	-	-	-	-	74.6	86.4
有配偶世帯 (子どもなし)											
Vickery (1977): Couple without children	336	162.8	2.0	5.0	173.2	-	-	-	-	43.0	130.2
ひとり親世帯											
Hervey et al. (2006): Single parent with one child	168	83.2	1.0	3.0	84.8	3.5	0.1	1.1	1.0	39.3	45.5
単身世帯 (男性)	168	82.3	1.0	3.0	85.7	2.3	0.1	0.0	0.6	21.2	64.5
単身世帯 (女性)	168	83.2	1.0	3.0	84.8	2.3	0.1	0.0	0.6	21.2	63.6
Vickery (1977)	168	81.4	1.0	2.5	86.6	-	-	-	-	31.0	55.6

(注) 最低必要家事時間 T<sub>1</sub> は、世帯に 1 人は無業の成人がいる世帯の家事時間の平均値を使用。家事の外部化をしない場合に必要となる家事時間を把握するため。6 歳未満の子どもについては「子どもが保育園や幼稚園に在園していない世帯」の家事時間を参照。ひとり親世帯においては、無業の母子世帯 (母と子のみからなる世帯) における家事時間を参照。同調査では、男性単身世帯の家事時間の平均値が他世帯と比較して大幅に短い。すでに家事の外部化がなされているとみなし、同世帯における最低限必要家事時間は女性単身世帯の値を代用。  
(出所) 総務省「平成 23 年度社会生活基本調査」の統計表をもとに筆者作成。

出典：浦川邦夫 (2018)

表 2 は世帯別に配分可能時間 (T<sub>a</sub>) を示したものである。ここでは配分可能時間 (T<sub>a</sub>) を可処分時間 (T<sub>m</sub>) から最低限必要家事時間 (T<sub>1</sub>) を引いたものとして算出している。<sup>4</sup>また、T<sub>m</sub> とは、総時間 (V) から基礎的活動時間 (T<sub>e</sub>) をひいたものである。なお、総活動時間 (V) とは、一週間は 24 時間が 7 日あることから、成人一人当たり 168 時間を想定し、基礎的活動時間 (T<sub>e</sub>) とは睡眠や食事、入浴などに最低限必要な余暇時間を加えたものと定義している。

表 2 においては、世帯単位における分析のため、各世帯の成人の時間の合計値が示されているが、1 人当たりの配分可能時間を比較するためにここからは表 3 を用いる。

表 3：1 人当たりの配分可能時間

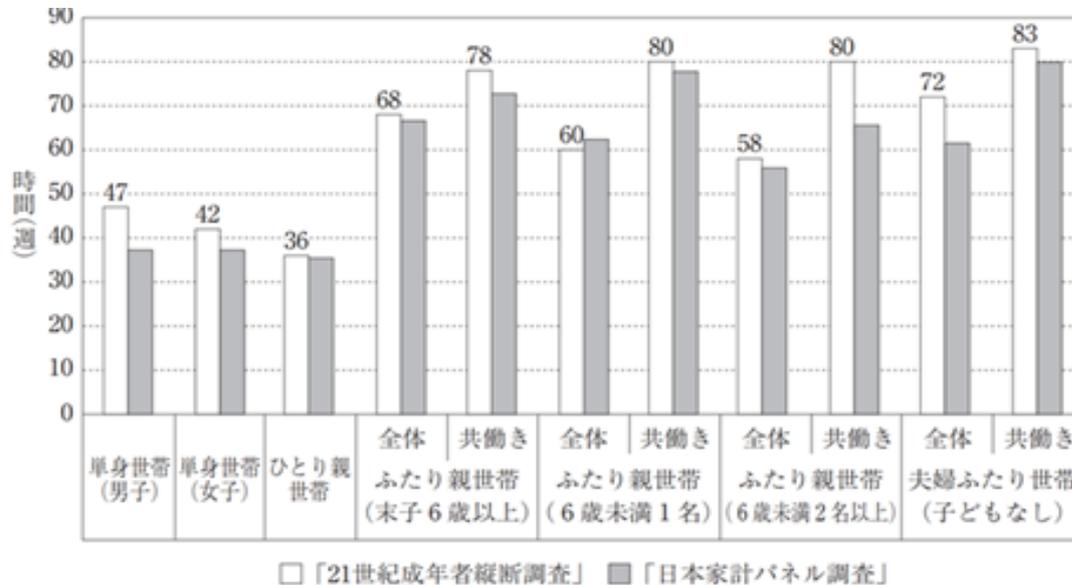
有配偶者世帯 (子供あり)	配分可能時間 (week)
末子 6 歳以上	59.8
6 歳未満の子供 1 人	49.6
6 歳未満の子供 2 人以上	46.75
有配偶者世帯 (子供なし)	65.55
ひとり親世帯	45.5
単身世帯 (女性)	64.5
単身世帯 (男性)	63.6

出典：浦川邦夫 (2018) 表 1 より筆者作成

<sup>4</sup>最低限必要な生活時間の厳密な定義については、第 2 章で詳述する。

表 3 より、一人当たりの配分可能時間が最も短いのはひとり親世帯、次いで短いのは、有配偶者世帯で 6 歳未満の子どもが 2 人以上いる世帯であると読み取れる。  
次に世帯ごとの労働時間に注目する。

図 6：世帯類型別に見た夫婦(or 世帯主)の週当たり平均労働時間（夫婦は合計値）



□「21世紀成年者縦断調査」 ■「日本家計パネル調査」  
 (注) 単身世帯およびひとり親世帯においては世帯主の労働時間を表記。  
 (出所) 石井・浦川 [2017] を引用。石井・浦川 [2017] は「21世紀成年者縦断調査」(2010-2012) の個票データから推計。石井・浦川 [2014] は「日本家計パネル調査」の個票データから推計。

出典：浦川邦夫 (2018) 図 2 より筆者作成

図 6 は、「21 世紀成年者縦断調査」の個票データと「日本家計パネル調査」を用いて労働時間を世帯別に表している。前者は、(2010 年時点で) 28 歳から 44 歳を調査対象者にし、後者は 20 代から 64 歳までを対象にしている。図 6 を見るとわずかな差はあるものの両調査は比較的近い値を示しており、子供のいない世帯や共働き世帯で労働時間が長くなっていると分かる。

以上の表 3、図 6 を踏まえたうえで、世帯類型別の時間の貧困について追う。表 4 では配分可能時間  $T_a$  から労働時間と通勤時間の合計値  $T_w$  を差し引いた時間を裁量時間として定義し、働き方と生活時間の貧困の関係について計量分析が行われている (浦川 2018, p31)。

表 4：世帯類型と雇用形態別にみた裁量時間と時間貧困率

T <sub>a</sub> -労働時間-通勤時間	雇用形態	裁量時間（週当たり）			時間貧困率 （%）
		n	Mean	St. d	
単身世帯（男子）	正規雇用	858	10.5	10.9	15.9
	非正規雇用	113	15.4	12.8	5.3
単身世帯（女子）	正規雇用	291	13.6	8.1	6.2
	非正規雇用	406	15.6	11.2	6.9
ひとり親世帯	正規雇用	128	-1.6	9.6	42.2
	非正規雇用	268	5.8	11.6	28.0
ふたり親世帯 （20歳未満の子どもあり）	夫・正規雇用	1574	32.6	21.9	9.0
	夫・非正規雇用	172	29.6	23.0	11.0
	妻・正規雇用	329	9.6	20.2	32.5
	妻・非正規雇用	1356	27.9	23.2	12.3
夫婦世帯 （子どもなし）	夫・正規雇用	674	47.5	25.6	3.9
	夫・非正規雇用	60	54.1	26.8	1.7
	妻・正規雇用	154	32.1	17.7	1.3
	妻・非正規雇用	679	41.1	21.6	1.2

（出所）「21世紀版調査（成年者調査）」（2010-2012）を用いた石井・浦川〔2017〕の推計より引用。

出典：浦川邦夫（2018）

表 4 より、ひとり親世帯で正規雇用である世帯の時間貧困率が 42.2%と最も高く、20 歳未満の子供がいる 2 人親世帯のうち、妻が非正規雇用世帯で 35.2%、ひとり親世帯で非正規雇用である世帯で 28%の順に時間貧困率が高くなっている。

このように、時間貧困に陥りやすい世帯としてひとり親世帯が該当することが分かった。というのも、図 6 のデータを見ると、ひとり親世帯は平均的な労働時間は短いものの、表 2 から分かるように、育児を含めた家事労働に必要な時間は、ひとり親世帯の方が単身世帯と比べて 1 日当たり 2.5 時間長いため、平均的な裁量時間がとても小さくなるためである。ひとり親世帯の中でも、時間貧困率がより高いのは、正規雇用の世帯であるが、このケースに、正規雇用率が高いシングルファザーが多く該当している。ひとり親の貧困という言葉からまず連想されるのは、シングルマザーの所得貧困であるが、実際は、正規雇用率が高いシングルファザーも労働時間が長くなってしまい、子供と過ごす時間や生活時間が不足し、時間貧困に陥っている。また、正規雇用に比べると、時間貧困率が低くなるものの、ひとり親世帯では、非正規雇用においても長時間の就労により時間貧困に陥っている。加えて、世帯主が非正規雇用であるため、賃金が安く、時間貧困のみならず所得貧困に陥っているリスクも高い世帯である。

妻が非正規雇用で、子供がいる世帯も時間貧困率が高いと先に述べた。浦川（2018）において、この世帯の場合は、妻が正規雇用である夫が非正規雇用や専業主夫であるという夫婦間の働き方の組み合わせは非常に稀であり、約 85%は夫も正規雇用であるため、労働時間が長くなり時間貧困に陥っていると分析している。しかし、夫婦ともに正規雇用で子供がいる世帯のケースにおいては、一定の所得があるので、市場による家事・育児サービスが充実していれば購入活用することである程度時間不足をカバーできると捉えることもできる。

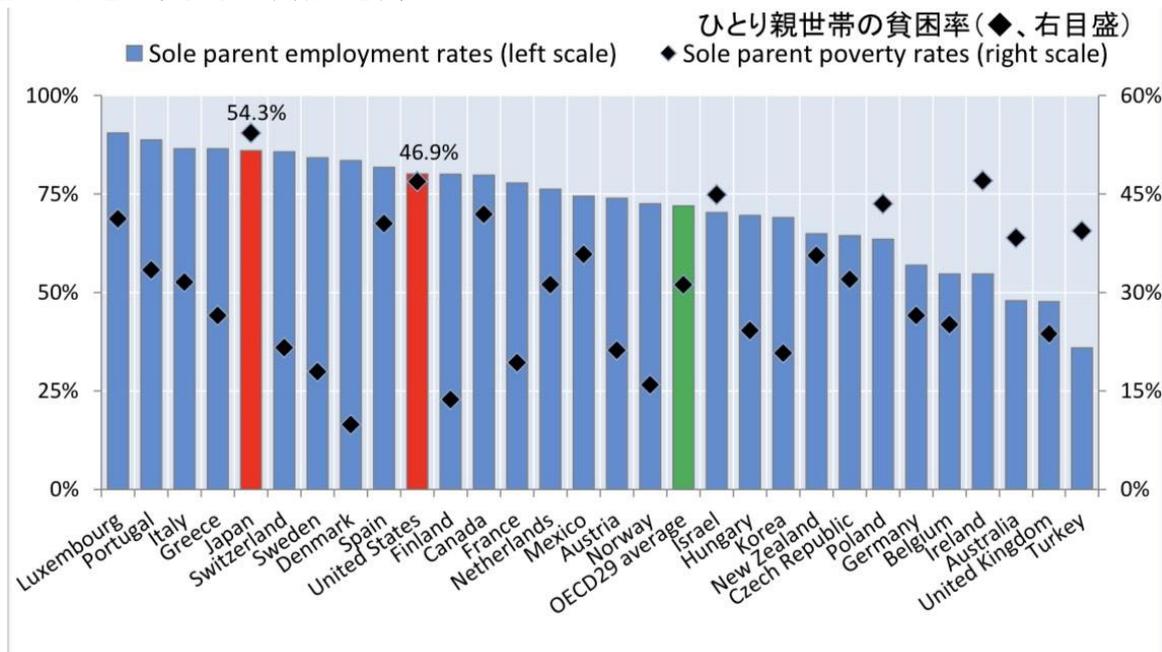
一方、ひとり親世帯においては、一人の親が仕事と家事を行うため、生活時間の不足を避けられないが、世帯主が非正規雇用の場合をはじめとして、所得の低い時間貧困世帯も多く存在し、家事の外部化が難しい場合もある。そのため、ひとり親世帯では家庭的な責任と家計的な責任に板挟みになってしまい、子どもとのコミュニケーションをとる時間もままならないことが多い。育児と仕事をどのようにバランス良くこなしていくかがひとり親世帯の課題となっている。

### 第3項 海外のひとり親と日本のひとり親の比較

第2項ではどのような世帯が時間貧困に陥りやすいのかを特定した。その結果、ひとり親世帯および未就学児を抱える共働き世帯が時間貧困に陥りやすいことが分かった。本項では実際に時間貧困に陥っている上記の世帯などをターゲットにどのような対応策がとられているのかを考察する。

まず、日本のひとり親世帯が他国と比べてどの程度貧困に陥っているのかを再確認する。

図7：ひとり親世帯の就業率と貧困率

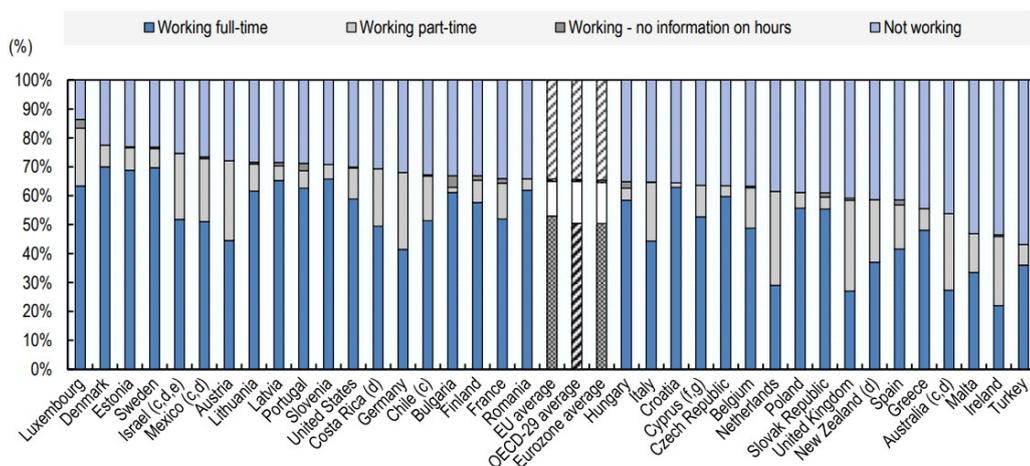


出典：大石亜希子(2016)「男女平等に向けた施策について」, 2-2

図7は各国のひとり親世帯の就業率と貧困率のグラフである。この2つからも読み取れるように日本のひとり親世帯は就業率が高いにもかかわらず同時に貧困率も世界的に高いことがわかる。

図8：海外のひとり親の就業率割合

Distribution (%) of single parents with at least one child aged 0-14<sup>b</sup> by employment status<sup>c</sup>



出典：Patterns of employment and the distribution of working hours for single parents (2016)

図8は海外諸国のひとり親の就業割合について、色ごとに正規雇用・非正規雇用・就業していない人の割合を示したものである。中でも先進国のイギリス、フランス、アメリカ、ドイツ、スウェーデンに着目して考察する。まずこの5カ国の中でも、イギリスはOECDの平均よりも働いている人の割合が少ない。さらに、働いているひとり親も3分の1以上がパートタイム労働であり、このことからイギリスでは長時間働かずとも生活していけるひとり親の環境が整備されていると考えることができる。次にフランスは、労働人口割合自体は、EUやOECDの平均値とほぼ同じだが、働いている人のほとんどがフルタイム労働であるという点に特徴が出ている。つまりフランスではひとり親であってもフルタイムで働き子供を育てる人が多いということだ。アメリカもフランスに似た形のグラフをしているため同じことが言える。一方でドイツはひとり親の雇用割合はアメリカやフランスとあまり変わらないが、非正規雇用の割合が雇用者の半分弱の割合を占めるという点で特徴的だ。他の国に比べてパートタイム労働が多いことがわかる。最後にスウェーデンを見ると、これまで見てきた5カ国に比べて圧倒的に働くひとり親の割合が高い。また働くひとり親の大半がフルタイム労働であることも特徴的である。これに対して日本の母子家庭の正規雇用は39.4%、非正規雇用は52.1%で、つまり91.5%の母子家庭の母親が就業している。この91.5%という就業割合はグラフを見ると世界各国に比較してずば抜けて高い。さらにその内訳を見ると、日本のひとり親は非正規雇用者の割合が非常に高く、正規雇用者の割合が低い。

つまり、日本のひとり親は就業率が高いにも関わらず、正規雇用の割合が著しく低いために金銭的に貧困に陥っていると考察できる。一方で世界的に見ても就業率が高いため、家事育児に割ける時間は世界と比較して低く、時間的にも貧困に陥っているのである。

#### 第4項 時間貧困に対する現行の社会保障制度

金銭的にも、時間的にも貧困に陥っている日本のひとり親世帯に対して日本政府は支援金を給付することを主な対応策としていた。しかし、2002年に「母子及び寡婦福祉法」が改正されたことで政府は支援方針を「現金給付中心の支援」から「就業・自立に向けた総合的な支援」に転換した。その結果「子育て・生活支援」、「就業支援」、「養育費確保支援」、「経済的支援」の4つをメインの支援策としている。

「子育て・生活支援」は保育所の優先入所や、就職活動等で一時的に日常生活に支障がある場合に家事補助などを行う家事の外注化などが存在する。「就業支援」ではハローワークとの連携による就業支援サービスや公的職業訓練の無料での斡旋、シングルマザーの母親を雇用する事業主への支援などが行われており、実際に親が就業したケースもあるという。

「養育費確保支援」や「経済的支援」では養育費受給の相談など従来からの支援の形でもある金銭的な面でサポートをしている。上記のように金銭面的な援助だけでなく就業による自立を支援し促進させることでひとり親の時間貧困を解決しようとする動きは存在するが、現状の支援体制にもいくつかの問題点は存在する。

表5：世帯類型別にみたいろいろな貧困率

	所得貧困				
	非貧困	所得貧困・時間非貧困		時間貧困	
		所得貧困・時間非貧困	所得貧困・時間貧困	時間調整後所得貧困	時間調整後所得非貧困
単身世帯	70.4%	17.7%	1.1%	5.2%	5.5%
ひとり親世帯	13.7%	46.6%	28.8%	2.7%	8.2%
ふたり親世帯（末子6歳以上）	86.0%	9.2%	0.1%	1.5%	3.2%
ふたり親世帯（6歳未満1名以上）	74.3%	13.7%	1.5%	4.1%	6.4%
夫婦ふたり世帯（子どもなし）	93.6%	3.1%	0.2%	0.3%	2.8%
合計	80.7%	11.1%	1.4%	2.4%	4.4%

出典：石井・浦川(2014)

表5はひとり親世帯や2人親世帯など世帯ごとにどのような貧困にどの程度の割合で陥っているのかを表したものである。仕事や育児に時間をとられ時間貧困に陥ってしまい家事をする時間が無くなってしまった場合は家事を外注化することである程度の時間的余裕が生まれるが、上記の図からもわかるように家事を外注した場合に2.4%の家庭が新たに所得の貧困に陥る可能性があることがわかる。

表6：母子家庭の母の養育費の受給状況

総数	現在も養育費を受けている	養育費を受けたことがある	養育費を受けたことがない	不詳
平成23年 (100.0)	( 19.7)	( 15.8)	( 60.7)	( 3.8)
平成28年 1,817 (100.0)	442 ( 24.3)	281 ( 15.5)	1,017 ( 56.0)	77 ( 4.2)

出典：厚生労働省（2016）

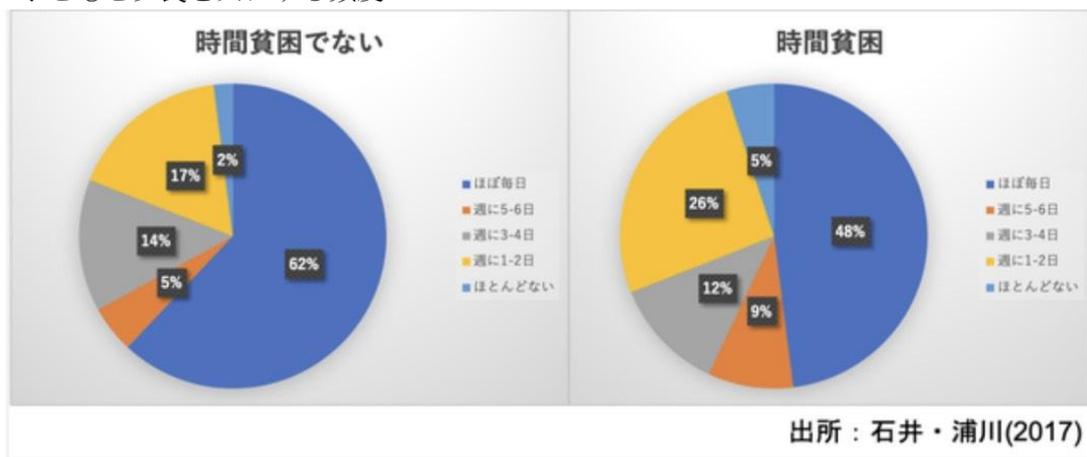
表7：父子家庭の父の養育費の受給状況

総数	現在も養育費を受けている	養育費を受けたことがある	養育費を受けたことがない	不詳
平成23年 (100.0)	( 4.1)	( 2.9)	( 89.7)	( 3.4)
平成28年 308 (100.0)	10 ( 3.2)	15 ( 4.9)	265 ( 86.0)	18 ( 5.8)

出典：厚生労働省（2016）

また、平成28年度に厚生労働省が行ったひとり親世帯における養育費の受給率（表6、表7）によると離別母子家庭での養育費受給率は24.3%、離別父子家庭での養育費受給率は3.2%とどちらも受給割合は高くないのが現状である。

図9：子どもと夕食を共にする頻度



出典：石井・浦川（2017）

さらに、ひとり親が就業することによる親子間のコミュニケーション不足も問題視されていることの一つである。図9は時間貧困に陥っている家庭とそうではない家庭の子どもと夕食を共にする頻度のアンケート結果である。この図9からもわかるように時間貧困に陥っている家庭では子どもとともに過ごせる時間が少なく、十分な時間を当てられていないことがわかる。

こうした親子時間の違いが育児の質の違いや子どもの学力差などに帰結しているという見方もある。

#### 第5項 問題意識

本稿で見てきたように日本のひとり親の貧困率は世界的に見ても高く、現行の社会保障制度では給付や支援を主体に金銭面での貧困対策としているものの、本稿のテーマである時間的尺度の観点からみれば、ひとり親世帯に対する社会保障制度は十全であるとは言えない。そこで本稿では時間貧困に陥っているひとり親世帯に対して、現行の社会保障制度を見直すとともに、そこに存在する課題を解決しつつ時間貧困に陥っているひとり親世帯の家庭環境の改善を就労支援や手当の基準の見直しといった多角的観点から考察し政策を提言する。

## 第2章 先行研究及び本稿の位置づけ

### 第1節 先行研究

#### 第1項 時間貧困の研究

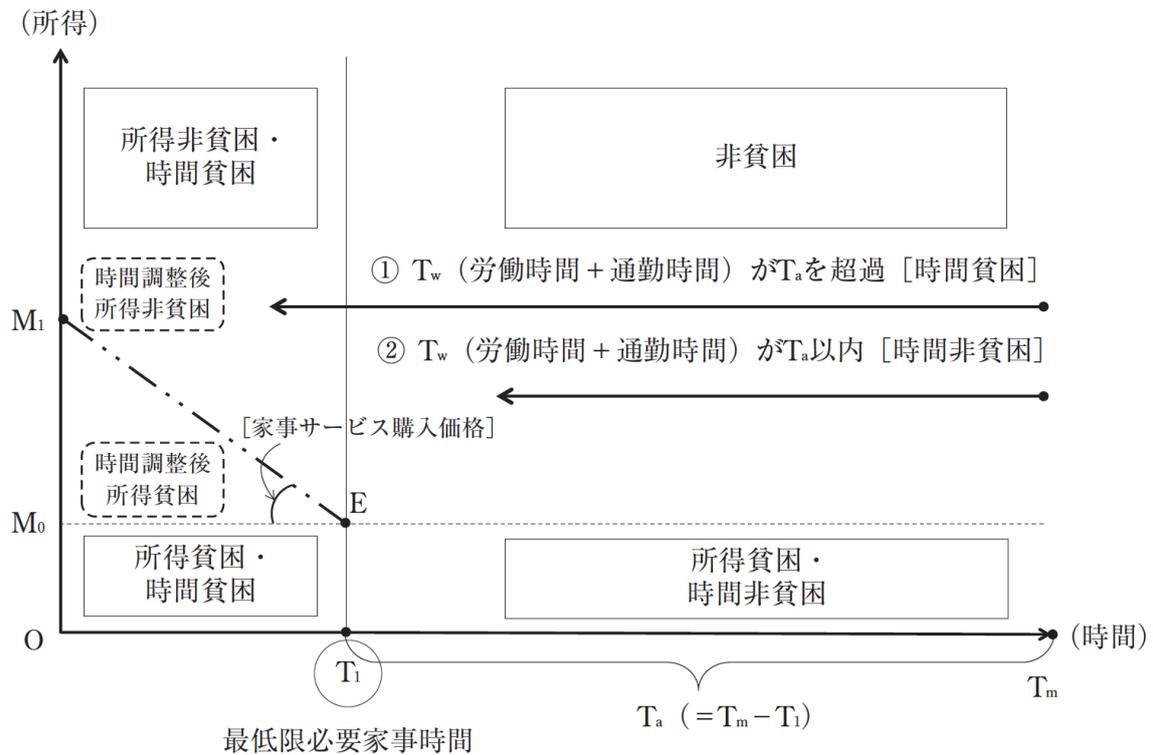
金銭的な貧困測定に加え、時間的側面から貧困を捉えた「時間貧困」を加えた2次元から貧困を捉えた第一人者として Vickery (1977) をあげる。Vickery (1977) は、時間貧困を「最低限必要な生活時間が労働時間によって確保できない状態」と定義した。ここでの「最低限必要な生活時間」とは家庭での「最低限必要な基礎的な活動時間(睡眠、食事、身の回りの用事など)」と「最低限必要な家事・育児時間(炊事・洗濯などの家事、育児、看護・介護、買い物)」を指している。

図10は Vickery (1977) による所得と時間の二次元からなる貧困線を表している。縦軸に所得、横軸に時間をとっている。また、M0は最低限必要な所得を示す所得貧困線、T1は「最低限必要な家事・育児時間」を示す時間貧困線である。24時間から労働時間(通勤時間を含む)と「最低限必要な基礎的な活動時間」を差し引いた時間が「最低限必要な家事・育児時間」を下回り、T1を侵食する場合、その世帯は時間貧困であるとされる。この時間貧困線T1と所得貧困線M0の二軸によって、右上「非貧困」、右下「所得貧困・時間非貧困」、左上「所得非貧困・時間貧困」、左下「所得貧困・時間貧困」の4つの領域に分けることができる。ただし、「最低限必要な家事・育児時間」は、家事サービスの購入(外食や家事代行サービス)によって賄うことができる。そのため、「所得非貧困・時間貧困」の領域を、必要な全ての家事サービスの購入によって所得貧困に至らない高所得の世帯と、購入によって所得貧困に陥ってしまう低所得の世帯の2タイプに分類することができる。交点M1は「最低限必要な家事・育児時間」を全て外部化した場合の最低限必要な所得となり、線分EM1は家事サービスを「最低限必要な家事・育児時間」の不足時間に応じて購入した場合の予算線である。よって、線分EM1よりも上の範囲は、必要な全ての家事サービスを購入した場合に所得貧困に至らない高所得世帯、下の範囲を購入した場合に所得貧困に陥ってしまう低所得世帯となる。

#### 第2項 日本における時間貧困研究

前項の Vickery (1977) による所得と時間の二次元からなる貧困線を用いて日本における所得と時間の二次元的貧困の研究を行ったのが石井・浦川(2014)である。石井・浦川(2014)は、単身世帯、ひとり親世帯、二人親世帯に分類し、それぞれの平均労働時間を日本家計パネル調査(JHPS)から設定した。また、日本の生活保護の扶助基準をもとに所得の貧困線M0を設定、総務省の「平成23年社会生活基本調査」をもとに「最低限必要な基礎的な活動時間」と「最低限必要な家事・育児時間」を設定した。これらをもとに二次元的貧困を測定した結果が表5である。ひとり親世帯では非貧困が13.7%と他世帯と比較するととても低く、所得貧困が合計78.1%、時間貧困が39.7%、同時貧困が28.8%と他世帯に比べて極めて高い水準であることがわかる。

図 10：所得と時間の二次元から見た貧困



出典：浦川(2018) 図 1

## 第 2 節 本稿の位置づけ

従来の金銭的尺度のみを用いて測定した貧困研究は日本でも多くあるが、時間と所得による二次元的貧困の研究は少ない。また、前節で紹介した石井・浦川(2014)の研究は世帯別に時間と所得による二次元的貧困の分析を行っているが、特にひとり親世帯に着目して分析を行った先行文献は存在せず、実際にひとり親世帯に対応した具体的な政策提言についても行った先行文献は見当たらない。

そこで本稿では、ひとり親世帯における時間貧困解決のための政策として①家事の外部化支援策費用の低下、②時間貧困を考慮に含んだ子育て支援策の適用基準の変革、③ひとり親世帯に対する就労支援の強化を考えている。また、そのために JHPS の個票パネルデータを用いて時間非貧困・所得貧困の世帯の要因分析についての分析を行う。

## 第3章 理論と現状分析

### 第1節 使用データ

本稿では、「消費生活に関するパネル調査(JPSC)」を使用した。JPSCは29～59歳までの幅広い年齢層の女性を対象として、調査対象者の1年間の本人所得、世帯の構造や、就業形態、消費、生活時間や余暇時間などについての情報が得られる。また調査票は、有配偶者用、無配偶者用、新婚者用に分かれており、それぞれに対して異なった調査項目が用意されている。なお、調査方法としては対象者のサンプリングを全国から層化2段無作為抽出法により行っており、第1段階は抽出単位として国勢調査の調査区を使用し、第2段階では選定された調査地の住民基本台帳をもとに等間隔抽出法で10余名を抽出している。

本稿では、ひとり親世帯を児童扶養手当を所得以外の要件で受け取る資格のある世帯と定義、18歳未満の児童を育成している片親家庭と定義した。そのため、JPSCの中から配偶者有無と子供の人数、子供の年齢で絞り込み、ひとり親世帯を抽出した。

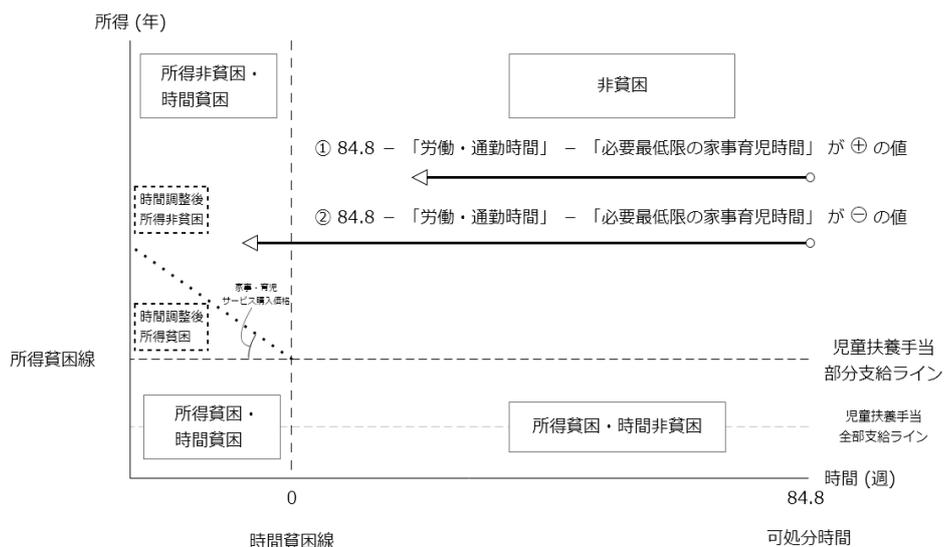
### 第2節 時間軸を考慮に入れた児童扶養手当受給資格基準改訂の試算

#### 第1項 分析方法

本項では、Vickery(1977)及び石井・浦川(2014)を参考に、所得と時間による二次元的貧困線を用いた本稿の分析フレームワークを説明する。

図1は、図10の石井・浦川(2014)による二次元的貧困線を参考に作成した、ひとり親世帯に対応した二次元的貧困線を表した図だ。図10と同じく、縦軸に所得、横軸に時間をとっており、時間貧困線と所得貧困線の二軸によって「非貧困」、「所得貧困・時間非貧困」、「所得非貧困・時間貧困」、「所得貧困・時間貧困」の4つの領域に分けることができる。横軸の最大値は一週間の可処分時間を表しており、一週間168時間から「最低限必要な基礎的活動時間(睡眠、食事、身の回りの用事など)」を差し引いた時間をとる。この可処分時間から労働に要した時間(労働時間と通勤時間)と「最低限必要な家事・育児時間(炊事・洗濯などの家事、育児、看護・介護、買い物)」を差し引いた値が負の値となった場合、その世帯を時間貧困、正の値となった場合、時間非貧困とする。

図11：ひとり親世帯の二次元的貧困線



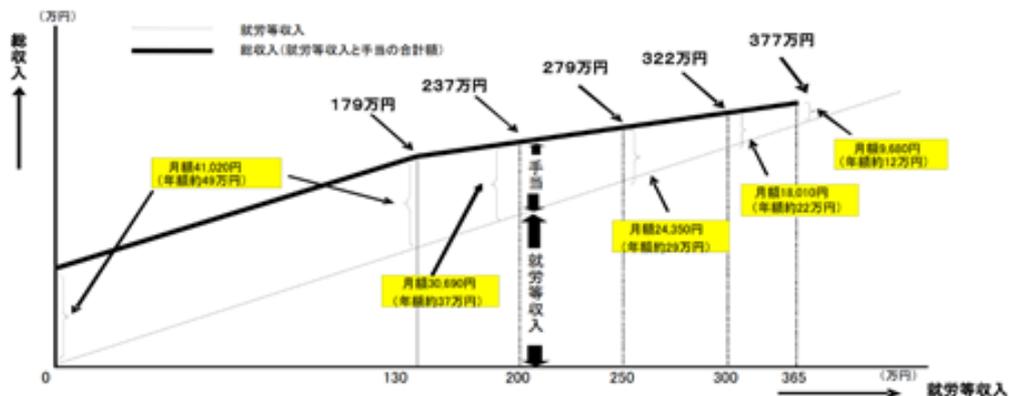
出典：浦川(2018) 図1をもとに筆者作成

### 第2項 所得貧困線の設定

図10の石井・浦川(2014)では、所得貧困線を生活保護の扶助基準をもとに定義していたが、本稿では、日本のひとり親世帯の公的扶助制度である児童扶養手当の支給基準をもとに所得の貧困線を定義する。生活保護の扶助基準よりも児童扶養手当の支給基準の方がひとり親世帯の貧困をより表していると考え、このように定義した。

表8を踏まえて、現行制度下の児童扶養手当の全部支給の所得制限限度額を  $M^1_A$ 、一部支給の所得制限限度額を  $M^1_P$  として表記する。(i は子供の人数:  $i=1, 2, 3$ )

表8：児童扶養手当受給における所得制限額



扶養親族等の数	全部支給の所得制限限度額	一部支給の所得制限限度額
0人	19万円 (92万円)	192万円 (311.4万円)
1人	57万円 (130万円)	230万円 (365万円)
2人	95万円 (171.7万円)	268万円 (412.5万円)
3人	133万円 (227.1万円)	306万円 (460万円)
4人	171万円 (281.4万円)	344万円 (507.5万円)
5人	209万円 (335.7万円)	382万円 (555万円)

※ ( )内は収入額ベース。政令上は所得額で規定されており、ここに掲げた収入額は、給与所得者を例として給与所得控除額等を加えて表示した額である。

51

出典：厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課(2014)「ひとり親家庭の支援について」p51

$$M^1_P = 365 \text{ 万円}$$

$$M^1_A = 130 \text{ 万円}$$

$$M^2_P = 412.5 \text{ 万円}$$

$$M^2_A = 171.7 \text{ 万円}$$

$$M^3_P = 460 \text{ 万円}$$

$$M^3_A = 227.1 \text{ 万円}$$

### 第3項 時間貧困線の設定

時間の貧困線に関しては、Vickery (1977)や石井・浦川(2014)では、「最低限必要な家事時間(炊事・洗濯などの家事、育児、看護・介護、買い物)」として定義している。しかし本稿では、可処分時間から労働に要した時間(労働時間と通勤時間)と「最低限必要な家事・育児時間(炊事・洗濯などの家事、育児、看護・介護、買い物)」を差し引いた値が0となる値を、時間の貧困線とする。つまり、可処分時間を「労働に要した時間+最低限必要な家事・育児時間」が上回った場合に時間貧困、「労働に要した時間+最低限必要な家事・育児時間」が下回った場合に時間非貧困となる。

各項目の数字について、可処分時間は石井・浦川(2014)の値を踏襲する。具体的には、総務省「平成23年社会生活基本調査」で示された実績値を基に、基礎的活動時間を女性の20-64歳における週全体の平均値を用いて、睡眠時間を7.2時間/日、身の回りの用事を1.5時間/日、食事を1.6時間/日、余暇時間を平日1時間/日、週末3時間/日と設定、一週間の合計基礎活動時間を83.2時間とした。そして、一週間168時間から83.2時間を差し引き、可処分時間を84.8時間と設定した。

次に「最低限必要な家事・育児時間」については炊事、洗濯、育児・介護、買い物といった家事作業を全く外部化しない場合に最低限必要となる家事時間と定義されている。家事と買い物の時間に関しては石井・浦川(2014)の値を踏襲し、ひとり親世帯の平均である家事 3.5 時間/日、買い物 1 時間/日とした。育児時間と介護/看護時間に関してだが、世帯の状況によって必要となる時間が大きく変化すると考え、育児時間については6歳未満の子供の有無で調整、介護/看護については必要のある家庭の場合のみ設定した。具体的には、育児時間については夫婦と子供の世帯と最低限必要な育児時間がさほど変わらないと考え、夫婦と子供の世帯の時間を用いて、6歳未満の子供が一人いる場合は5時間/日、二人以上いる場合は6.2時間/日、6歳未満の子供がいない場合は0.4時間/日と設定した。また、介護/看護については、現在介護を行っている世帯主だけ「平成23年社会生活基本調査」を基に平均介護時間の3.27時間/日と設定した。

#### 第4項 家事労働の代替率の設定

家事労働を外部化した際の時間当たりの料金を家事労働の代替率と定義する。家事労働の代替率の設定は、石井・浦川(2017)の方法の一部を元にした。具体的には、「市場における各家事サービスの時間あたり価格を設定することで、単位時間当たりの家事サービスの平均価格の推計を世帯類型別に行う。具体的には、T1における家事内容として「買い物」、「家事」、「育児」の3つを想定した。「買い物」においては、食糧品および日用品の宅配サービスを想定し、大手運輸会社の冷蔵宅配サービスの価格を参考に、代替率を833円/時間と設定した。「家事」(掃除、洗濯など)については、大手家事代行サービス業者における1時間あたりの家事代行サービスの価格3240円(税込)をあてはめた。そして、「育児」については、10歳未満の子どもがいる世帯を対象に、大手ベビーシッター業者における1時間当たりの料金4464円(税込み)をあてはめた。」そして、これらを加重平均した値を家事労働の代替率として用いた。

$$\text{加重平均} : (833+3240+4464) \div 3 \doteq 2845 \text{ 円/時} \text{---} \text{①}$$

そこで、週にX時間家事の外部化サービスを利用する人を想定する。1年間に365/7週あることを念頭に置くと、

$$\text{サービスの利用時間/年} : 365/7 \times X \text{ 時間/年} \text{---} \text{②}$$

①、②より

$$\text{家事の外部化コスト/年} : 365/7 \times X \times 2845 \text{ 円} \quad \doteq 14.8346 \times X \text{ 万円}$$

と求められる。そこで「所得非貧困・時間貧困」のうち「家事の外部化コストを考慮した際に新たに所得貧困に陥る世帯(図11で時間調整後所得貧困に該当)」と「家事の外部化コストを考慮しても所得貧困に陥らない世帯」があるがその境は以下のように表せる。

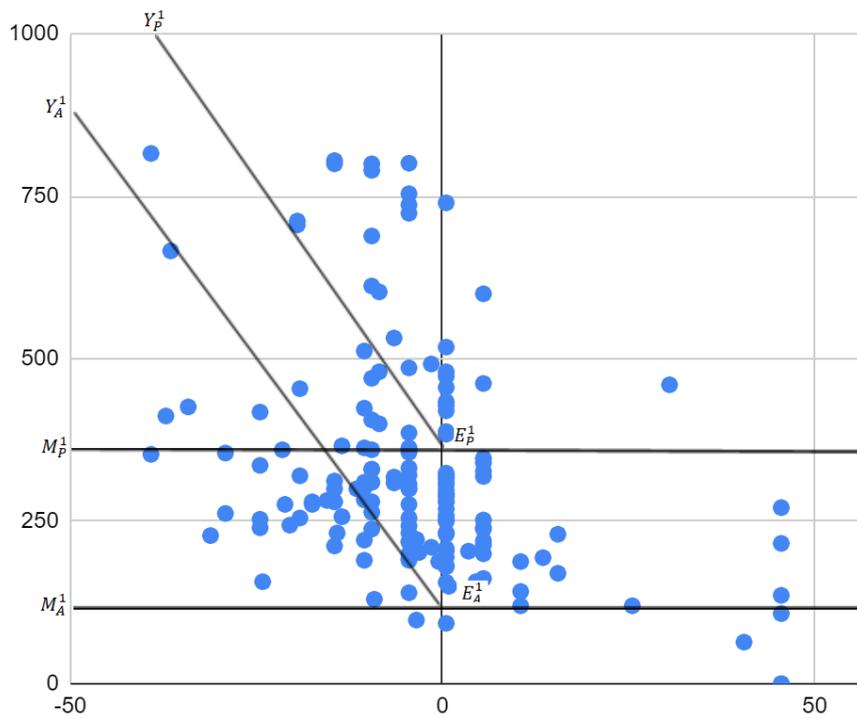
$$Y_p^i E_p^i : Y = -14.8346X + M_p^i \quad (X < 0)$$

$$Y_A^i E_A^i : Y = -14.8346X + M_p^i \quad (X < 0)$$

#### 第5項 分析結果と解釈

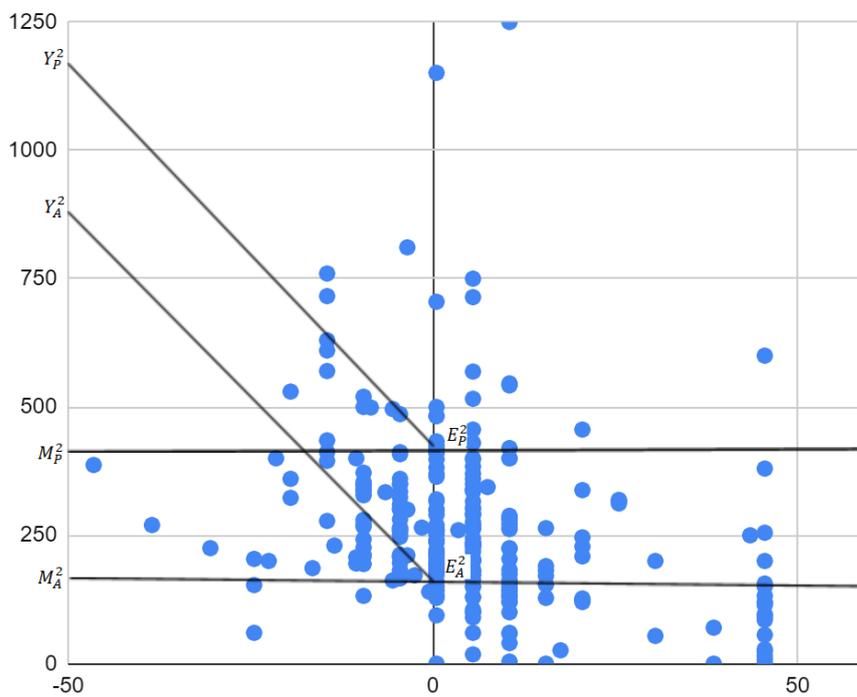
第1-4項より、図12, 13, 14を作成した。

図 12：所得と時間の二次元からみた散布図（子供 1 人）



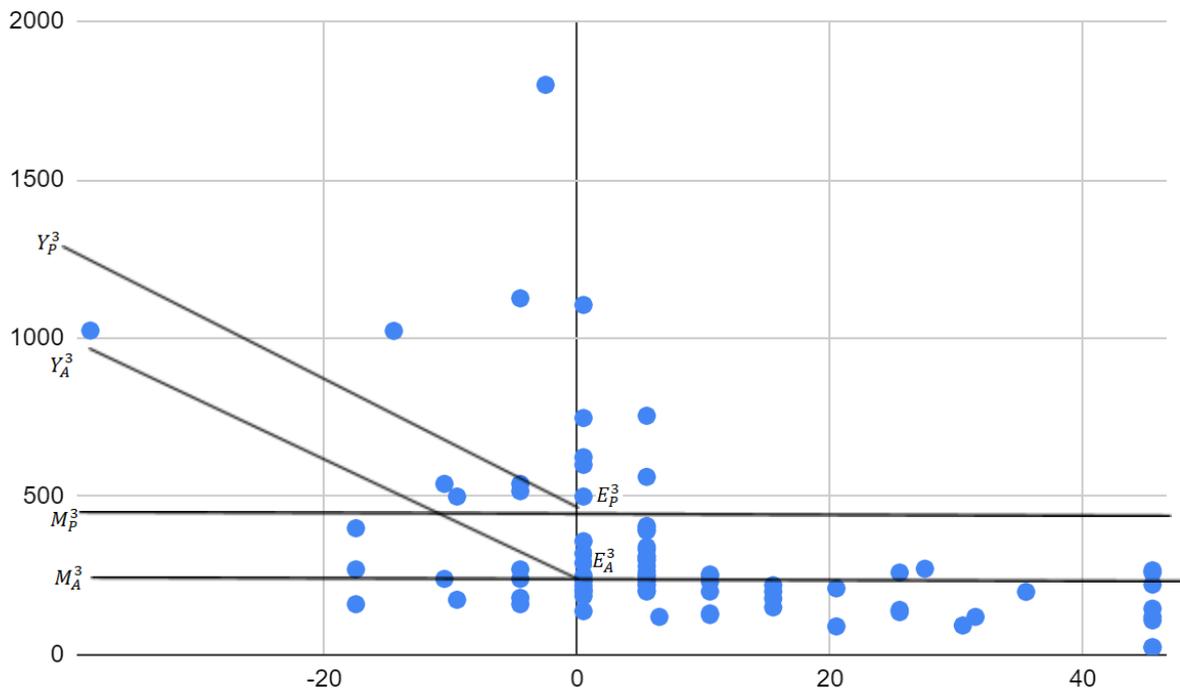
(筆者作成)

図 13：所得と時間の二次元からみた散布図（子供 2 人）



(筆者作成)

図 14：所得と時間の二次元からみた散布図（子供 3 人）



(筆者作成)

表 9：世帯の子供人数、6歳以下の子供有無毎の貧困の割合

	総数	所得貧困時間貧困	所得非貧困時間貧困	所得貧困時間非貧困	非貧困
全体	782	162	61	485	74
割合	100%	20.72%	7.80%	62.02%	9.46%
6歳有無					
6歳以下有り家庭	98	73	6	19	0
割合	13%	74.49%	6.12%	19.39%	0.00%
6歳以下無し家庭	684	89	55	466	74
割合	87%	13.01%	8.04%	68.13%	10.82%
子供人数					
子供1人	402	78	42	241	41
割合	51%	26.63%	10.33%	52.17%	10.87%
子供2人	266	57	11	176	22
割合	34%	21.43%	4.14%	66.17%	8.27%
子供3人以上	112	26	8	67	11
割合	14%	23.21%	7.14%	59.82%	9.82%

(筆者作成)

表 9 で世帯の子供の人数、6歳以下の子供有無毎に陥っている貧困の人数と割合を示した。この表から、各子供の人数の貧困タイプに属する割合が全体割合に近いことから、子供の人数が貧困に与える影響は小さいことが分かる。次に、6歳以下の子供の有無の貧困への影響については、有り無しで大きく変わることから影響が大きいことが分かる。具体的には、6歳以下の子供がいる世帯は 74.49%が所得貧困・時間貧困に陥っており、6歳以下の子供がいない世帯は 13.01%のみとなっている。対して、6歳以下の子供がいる世帯は 19.39%のみが所得貧困・時間非貧困に陥っており、6歳以下の子供がいない世帯は 68.01%となっている。このデータから時間貧困に陥る要因として、6歳以下の子供の有無が大きいことがわかった。また、6歳以下の子供がいる世帯は貧困に陥っている世帯がゼロと示されており、6歳以下の子供がいるひとり親世帯の状況は深刻であることが分かる。

### 第3節 多項ロジスティック回帰分析

本節では、多項ロジスティック回帰分析を用いてひとり親世帯が時間貧困、所得貧困に陥る要因分析を行う。ここでの分析で、時間貧困、所得貧困、一方貧困とする。時間貧困、所得貧困、一方貧困は値として複数の離散値となっていることから、多項ロジスティック回帰分析を用いる。

#### 第1項 変数定義

表 10：変数定義

	貧困要因分析	時間貧困要因分析	所得貧困要因分析
被説明変数	貧困ダミー	時間貧困ダミー	所得貧困ダミー
説明変数	世帯主年齢 世帯主最終学歴 子供の人数 6歳以下の子供の有無ダミー 職務ダミー 貯蓄		
	食器洗機の有無ダミー 衣類乾燥機の有無ダミー 現在趣味に費やしている時間 現在勉強に費やしている時間 現在家事に費やしている時間 現在基礎時間に費やしている時間 子供の育児家事してくれる人の有無ダミー	子供の育児家事してくれる人の有無ダミー(有料) 子供の育児家事してくれる人の有無ダミー(知人)	

(筆者作成)

本稿の多項ロジスティック回帰分析に用いる変数は表 10 に搭載している。石井・浦川(2014)を踏襲し、被説明変数を時間貧困、所得貧困、一方貧困と設定、時間貧困ダミー(時間貧困ならば 0、それ以外は 1)、所得貧困ダミー(所得貧困ならば 0、それ以外は 1)、貧困ダミー(時間貧困もしくは所得貧困ならば 0、それ以外は 1)を投入した。また、説明変数については三つ全てに対して、世帯主年齢、世帯主最終学歴(高卒ならば 1、学歴が高いほど数字も上がる)、子供の人数、6歳以下の子供の有無ダミー(いないならば 0、それ以外は 1)、職務ダミー(非正規雇用ならば 0、それ以外は 1)、貯蓄を投入した。また、子供の面倒を見てくれる人の有無と貧困との関係性を調べるために、貧困ダミーと時間貧困ダミーに関しては、子供の育児家事してくれる人の有無ダミーを投入(世帯主の親、兄弟、ベビーシッターなど育児・家事を手伝う人が周りにいない場合 0、それ以外は 1)、所得貧困ダミーに関しては、子供の育児家事してくれる人の有無ダミーを有料(ベビーシッター、保育園、デイケア)と知人(世帯主の親、兄弟、近所)とで区別して投入する。次に、貧困ダミーと時間貧困ダミーに共通する説明変数として、食器洗機や衣類乾燥機といった時短家具の有無を識別するための、食器洗機の有無ダミーと衣類乾燥機の有無ダミーを投入する。そして、理想時間とは別で、趣味や勉強、家事、基礎時間にどの程度の時間を費やしているのか測るために現在趣味・勉強・家事・基礎時間に費やしている時間を投入した。表 11 ではひとり親世帯を対象に、それぞれ時間貧困、所得貧困、一方貧困を非説明変数においたモデルの推定結果を搭載した。

#### 第2項 分析結果と解釈

本項では、表 11 のモデルの推定結果をもとに、推定結果の解釈とその含意について述べる。まず、変数について時間貧困との関連性を見ると、子供の家事育児をしてくれる人の有無ダミー、職務ダミー、現在趣味・家事・基礎時間に費やしている時間が有意であることがわかる。具体的には、世帯主以外に子供の家事育児をしてくれる人がいれば、時間貧困になる確率が低くなることが示されている。また、職務ダミーより、世帯主が正規で雇用していると時間貧困

に陥る確率が高くなる。実際に趣味・家事・基礎時間に費やしている時間と時間貧困の有意性については、時間貧困に陥っている結果であると解釈でき、時間貧困に陥っていない世帯主は趣味・家事・基礎時間に費やす時間が高くなる傾向を示している。

次に、変数の時間貧困との関連性を見ると、子供の家事育児をしてくれる有給の人の有無、世帯主最終学歴、職務ダミー、が有意であることがわかる。具体的には、時間貧困と同様に、世帯主以外に子供の家事育児をしてくれる人、特にベビーシッターなどの存在が所得貧困に陥る確率を低くさせていることが示されている。また、世帯主最終学歴の有意性から最終学歴が低い世帯主ほど所得貧困に陥りやすく、職務ダミーの有意性からは非正規雇用の世帯主の方が所得貧困に陥りやすくなることが分かる。

最後に、一方貧困との関連性も見ると、世帯主最終学歴、職務ダミー、子供の家事育児をしてくれる人の有無ダミー、食器洗機・衣類乾燥機の有無ダミーが有意であることがわかった。具体的には、世帯主最終学歴、家事育児をしてくれる人の有無ダミーとの関連性は時間貧困、所得貧困と同様で、最終学歴が高いほど一方貧困に陥りにくく、世帯主以外に家事育児をしてくれる人がいれば、一方貧困に陥りにくいことわかった。また、職務ダミーについては、時間貧困と同じく、正規雇用である方が貧困に陥りやすいというデータが取れた。食器洗機・衣類乾燥機の有無ダミーについては、当初の思惑とは違い高額の時短家具は時間貧困に影響する要因にはならず、持っている人は貧困に陥る確率が高くなることが示されている。

以上を踏まえると、子どもの家事育児をしてくれる人の存在がひとり親世帯における貧困の要因として最も大きいことが分かる。家事育児の負担が減ることで、時間が空き時間貧困に陥る確率を下げ、空いた時間を労働時間に組み込むことで所得貧困に陥る確率を下げるができる。また、雇用形態について正規雇用になることは時間貧困と一方貧困に陥る確率を上げ、所得貧困に陥る確率を下げるが示されている。このことから無闇に正規雇用になることを促すのは時間貧困に陥る可能性を高くすることがわかった。しかし、現在時間貧困に陥っている世帯主は、趣味、家事、基礎時間に費やす時間が長いことが示されている。そのため、所得貧困・時間貧困に所属する世帯主についてはその空き時間を活用し、労働時間が増える正規雇用へ促進できるのではないだろうか。

表 11：多項ロジット分析

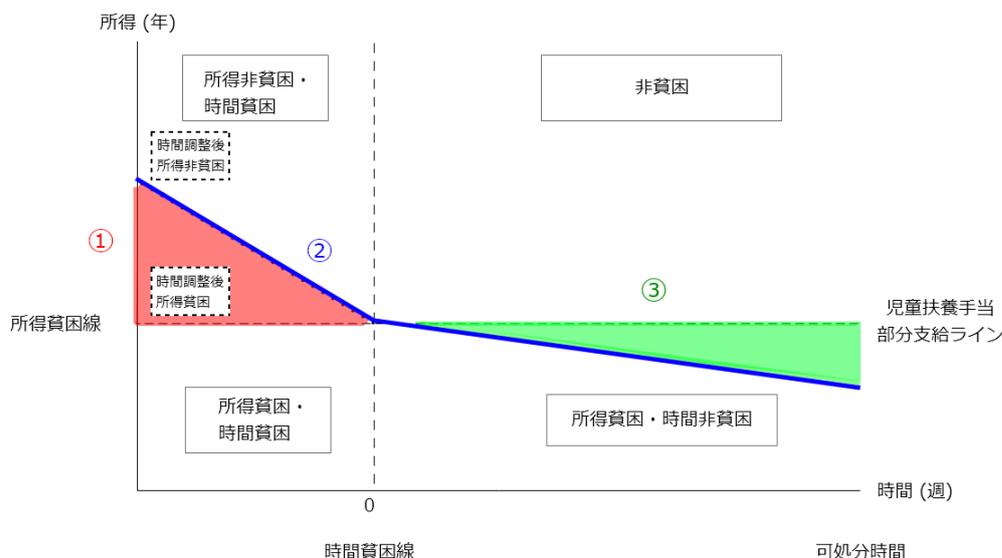
被説明変数	貧困ダミー	時間貧困ダミー	所得貧困ダミー
食器洗機の有無ダミー	3.636*** (1.380)	1.815 (1.110)	
衣類乾燥機の有無ダミー	2.051** (0.925)	0.338 (0.612)	
現在趣味に費やしている時間	0.121 (0.131)	0.276*** (0.089)	
現在勉強に費やしている時間	-1.782 (1.887)	-0.214 (0.275)	
現在家事に費やしている時間	0.146 (0.093)	0.149** (0.072)	
現在基礎時間に費やしている時間	0.142* (0.078)	0.197*** (0.060)	
子供の育児家事してくれる人の有無ダミー	-0.167** (0.069)	0.836*** (0.247)	
子供の育児家事してくれる人の有無ダミー (有料)			3.921*** (1.464)
子供の育児家事してくれる人の有無ダミー (知人)			-1.653 (2.248)
世帯主年齢	-0.026*** (0.005)	0.120*** (0.040)	0.005 (0.055)
世帯主最終学歴	-0.202*** (0.022)	-0.052 (0.245)	0.378*** (0.080)
子供の人数	0.028 (0.038)	-0.397 (0.410)	-0.149 (0.140)
6歳以下の子供の有無ダミー	-0.017 (0.107)	0.739 (1.066)	-0.858* (0.468)
職務ダミー	4.662*** (1.406)	-2.243*** (0.603)	3.229*** (0.617)
貯蓄	-0.0003 (0.001)	-0.001 (0.0004)	0.001** (0.001)

(筆者作成)

## 第4章 政策提言

これまでの考察・分析から、政策提言の方向性として、①家事・育児の外部化支援策、②児童扶養手当の支給制限基準改訂③就労支援の強化の三つが考えられる。具体的には、①家事・育児の外部化支援策を用いて時間調整後所得貧困に陥っている世帯に対して支援を行う。そして、現在の児童扶養手当支給基準では、時間的側面が考慮されていないため②児童扶養手当の支給制限基準を改訂、時間調整後に所得貧困に陥る世帯を新しく基準に含め、給付財源確保のため所得貧困・時間貧困に位置する一部の働けるひとり親を貧困から抜け出せるよう支援して支給対象から外す。最後に、③就労支援の強化を用いて、②児童扶養手当の支給制限基準の改訂によって支給対象から外されてしまった所得貧困・時間貧困のひとり親に対する就労支援を強化し、所得貧困から抜け出してもらう。なお、①家事・育児の外部化支援策と③就労支援の強化については、政策の主なターゲットとは別に所得貧困全般から抜け出すことに資する。①家事・育児の外部化支援策については、所得貧困・時間貧困の世帯はもちろんのこと、所得貧困・時間貧困も家事育児に費やす時間を減らすことで働くインセンティブを与えられる。③就労支援の強化についてはより積極的にスキルアップを促すことによって、時給を上げ、働く時間を短くすることで時間貧困から脱させることも可能になる。

図 15：政策提言の三つの方向性



出典：浦川（2018） 図1をもとに筆者作成

### 第1節 政策提言 1-1：家事の外部化支援策費用の低下

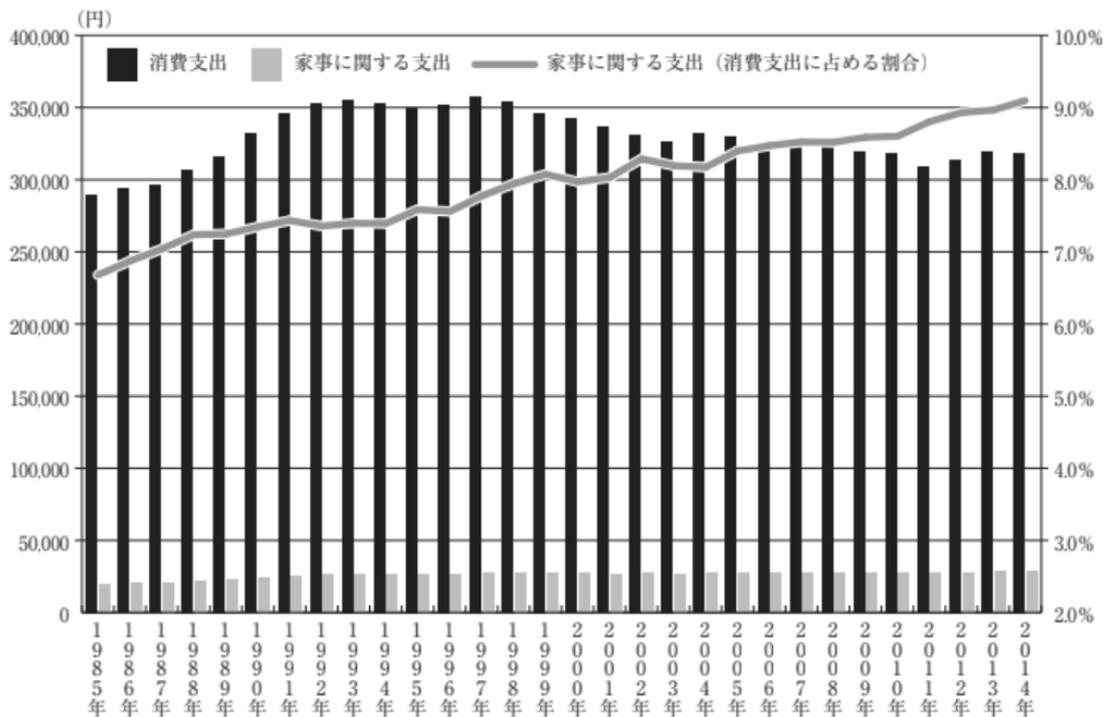
#### 第1項 家事の外部化の現状

永井（2016）によると、現在において家事の外部化は進んでおり、消費支出に占める家事支出の割合は約1.4倍に増えている。表8のように、1985年には7%にも満たなかった、消費支出に対する家事に関する支出の割合は、2014年には9%を超える程まで上昇した。<sup>5</sup> また、年間収入の高い世帯ほど家事を外部化している。<sup>6</sup>

<sup>5</sup> 永井 恵子（2016），p75

<sup>6</sup> 永井 恵子（2016），p75

図 16：家事時間に関する支出の推移

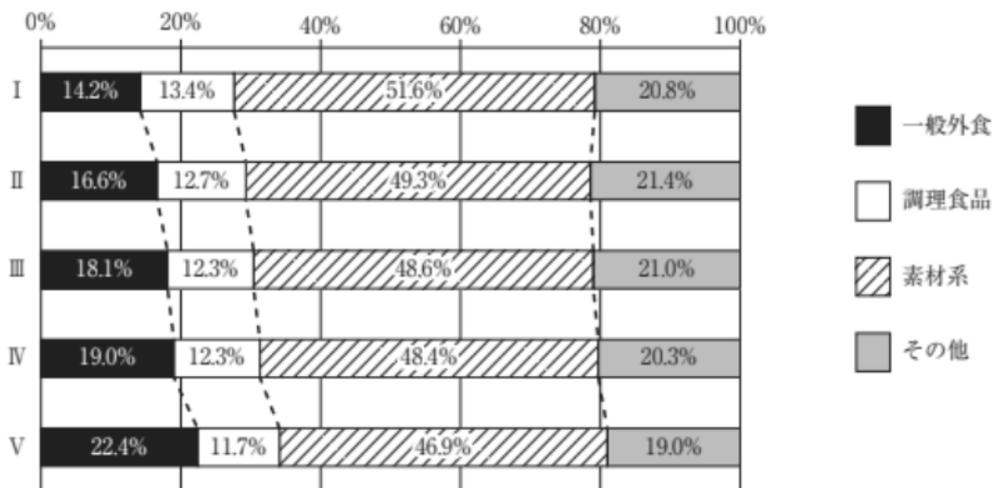


注：1985～1999年のデータは、農林漁家を除く数値  
家計調査の品目分類の結果から1カ月当たりの金額に換算(以下のグラフも同様)

出典：永井（2016）

図 16、図 17 の I～V は、勤労者世帯を年間収入の低い方から高い方へ順に並べ五等分した年間収入五分位階級を表している。これらの表が表すように、食事に関して外食割合では約 1.6 倍の差が、総菜といった調理食品を合わせた割合では約 1.25 倍の差が生じていて、洗濯代に関しては 2 倍以上の差が、低所得者層と高所得者層の間で生じている。つまりこの現状より、私たちがターゲットとする時間調節後所得貧困層の人たちは、「金銭的」な理由により十分に家事を外部化することができていない。家事を外部化できないと、生活時間を削って家事や育児を行わなければならないため、時間貧困に陥る。

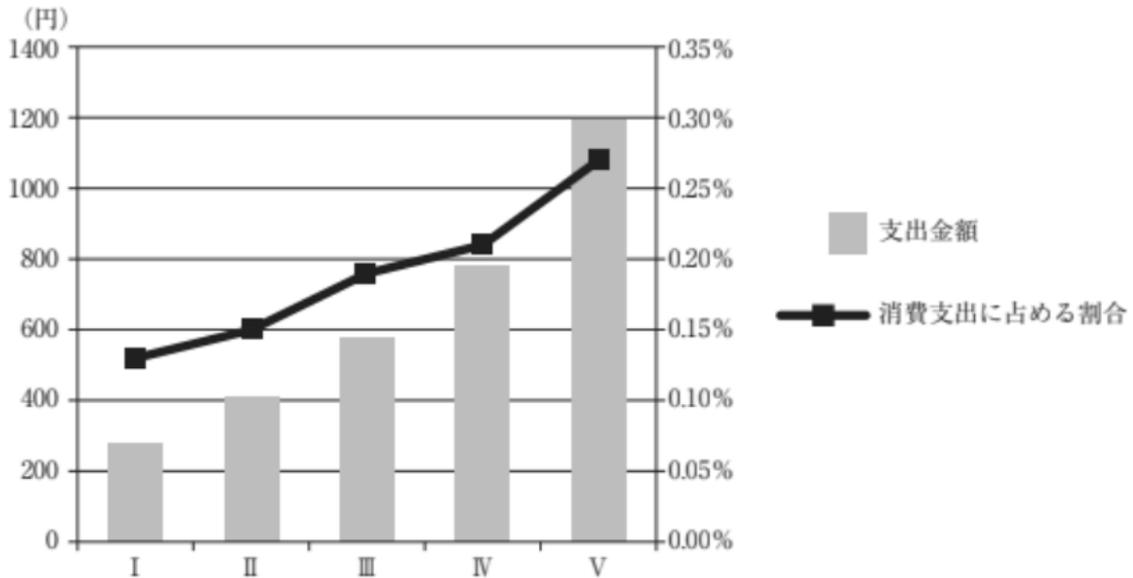
図 17：食料に占める各項目の割合



素材系: 穀類、魚介類、肉類、乳卵類、野菜・海藻、果物、油脂・調味料

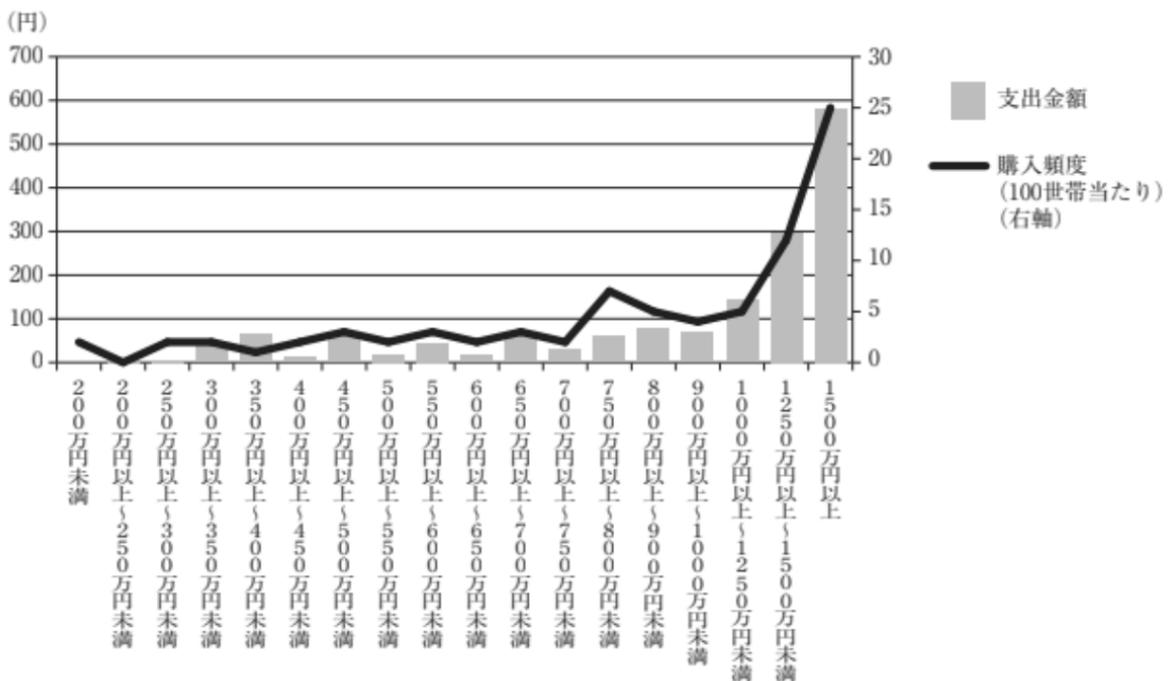
出典：永井（2016）

図 18：洗濯代への支出金額と消費支出に占める割合



出典：永井 (2016)

図 19：家事代行料への支出金額と購入頻度



出典：永井 (2016)

## 第2項 政策提言の内容

家事の外部化を促進する支援として、食料支援を行う。これにあたって本稿では、①既成食品または即席食品の支援と、②食料支援を行う民間企業への助成金支援を提言する。

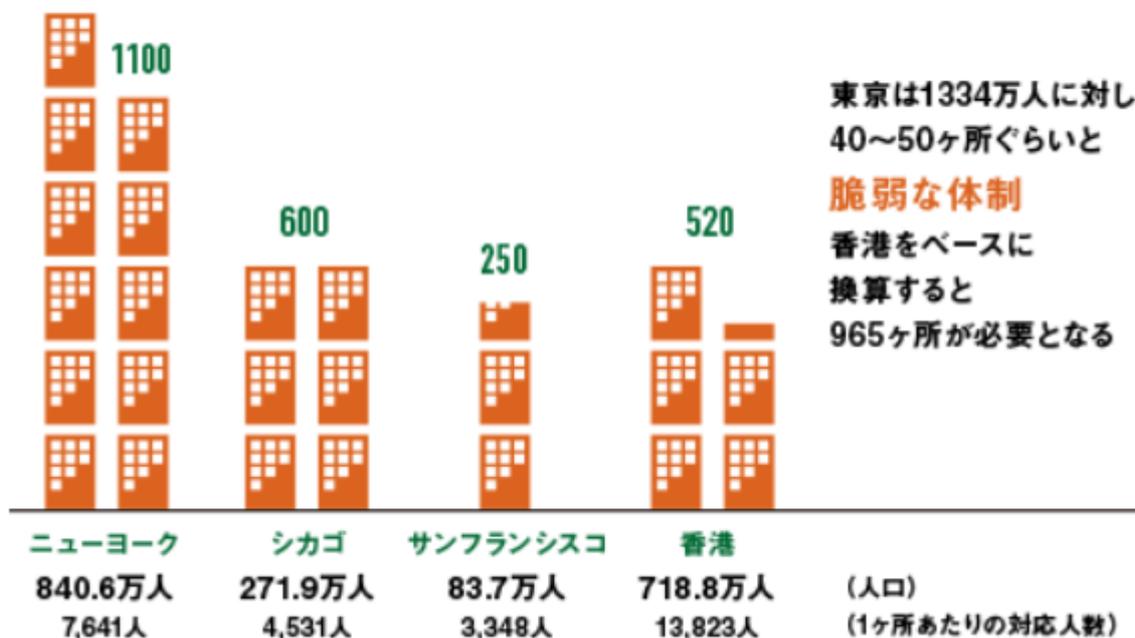
### (1) 既成食品または即席食品の支援

永井（2016）によると、年間収入による家事の外部化の差は特に炊事で拡大傾向にある。一方で、洗濯や掃除においては、縮小傾向にある。<sup>7</sup> したがって本稿では、炊事の外部化に焦点を当てて政策を提言することとする。現状、東京都や民間企業が生活困窮者に対する食料支援を行っているが、いずれも先着予約による100世帯への配布や、児童扶養手当の受給対象者、地域が東京の一部の区に限られているなど、支援団体によって対象者の制限は異なるため決して簡単に受け取れるものではない。<sup>8</sup> また、食料を受け取ることが出来たとしても、1世帯1回や月に1回のみなど、十分とは言い難い量の支援である。<sup>9</sup> 本稿では、公共団体が実施する食料支援策の拡充を行うことで、時間貧困の人のうち食料支援を受けられる人の増加及び、受給回数の増加を狙う。食料支援策の拡充とは、次節で述べる児童扶養手当の適用基準の変革に合わせて、対象者に時間貧困の人も加えることや、支援頻度の増加を表す。具体的には、対象者に対して「毎夕食×人数分」の食料支援を提供する。長期的には、各自治体において公民の支援団体によって夕食を毎日提供できる体制を整備することを目標とする。<sup>10</sup>

### (2) 食料支援を行う民間企業やNPO法人への助成金支援

セカンドハーベストジャパンによると、日本のフードセーフティネットは海外と比較しても非常に脆弱である。特に図2にもあるように、東京には食料を受け取ることができる場所が40-50箇所しかない。

図20：緊急時に食料を受け取ることができる場所（海外と東京の比較）



出典：セカンドハーベストジャパン、『フードセーフティネットがなぜ必要か』

<sup>7</sup> 永井 恵子 (2016), 『我が国の家事外部化の動向を探る-家計調査結果から見た「家事に関する支出」』, p88

<sup>8</sup> 中野区東部区民センター運営委員会 (2021), フードパントリー

<sup>9</sup> 東京都福祉保健局 (2021), ひとり親家庭支援

<sup>10</sup> 現実的には、各自治体の提供環境を整えることには長い時間を要することが予想される。したがって、短期的な各自治体の提供環境が整備されるまでの期間は、レトルト食品など即席で調理することができるものを1か月分ほどまとめて提供することを想定している。

これは1か所あたり約23万人に対応する必要があるとあり、非常に環境が整っていない状況であることを示している。本稿では、民間企業やNPO法人に対する支援として、食料支援事業促進助成金を提言する。具体的には、食料支援事業促進助成金の申請を出し、申請が通った場合には支援人数に応じた金額を助成するという内容である。これは、介護保険制度の中の食費負担額を参考に定めている。<sup>11</sup> この政策提言により、食料支援事業の持続可能性や支援内容の充実度を高めていくことを狙う。助成金額限度は、介護保険をもとに定め、以下の表12に示す。

表12：食料支援事業促進助成金の助成率と助成金額限度

支援する対象者の数	給付額/月	限度額/月
	食費	郵送費用（郵送は月に1回）
1～100人	723円×人数分×日数	15万
101～299人		45万
300人～		60万

（筆者作成）

### 第3項 政策提言により期待される効果

最後に、本政策により期待される効果を述べる。まず食料支援策の拡充により、家事時間が削減されることの効果が期待される。具体的な値としては、1ヶ月で約20時間の削減が期待される。これは、楽天インサイト株式会社が2016年に行った調査に基づく。この調査によると、料理にかかる平均時間のうち夕食は平均で37分との結果が出ている。<sup>12</sup> 約40分×30日という計算から、約20時間の削減が見込まれている。また、約40分という値は、洗濯機を回す1回分や、掃除、子どもを寝かしつける時間に相当する。大きな時間削減ではないものの、家事や育児へ有効活用することが可能である。次に民間企業やNPO法人に対する支援により、食料支援事業の持続可能性や支援内容の充実度を高めたり、食料支援事業に取り組む団体が増えたりと、結果として今の脆弱な体制が解消される効果が見込まれる。

## 第2節 政策提言1-2：育児の外部化によるひとり親支援

### 第1項 育児支援の現状

第2節では育児の外部化によるひとり親支援の政策を提言する。そのために、まず第1項では育児支援の現状について述べる。

現状のひとり親に対する育児支援政策としては、まず代表的なものとして保育所の優先入所が挙げられる。本稿の前半の現状分析でも述べたように、これはひとり親家庭の生活の安定と向上のために、ひとり親についてその児童にかかる保育所への優先入所とともに放課後児童クラブの優先利用を認めているものだ。これは「母子及び寡婦福祉法等の一部を改正する法律」により平成15年から施行されている。しかし待機児童問題については近年改善傾向であり、ひとり親でなくとも保育所への入所は以前に比べれば容易になってきているため、現在ひとり親にとって決定的に有意な政策であるとは言い難い。

図21の厚生労働省の発表している保育所関連のまとめによるを図表を参照しても待機児童数は年々減少傾向にあり保育利用率は全体として上昇傾向にある。

<sup>11</sup> 厚生労働省（2021）, 『介護保険施設における食費・居住費と高額介護サービス費の負担限度額が令和3年8月1日から変わります』

<sup>12</sup> 楽天インサイト株式会社（2016）, 『料理に関する調査』

図 21：保育所等待機児童数及び保育所等利用率の推移



出典：厚生労働省「保育所関連取りまとめ(2020年4月1日)」

政策の一つ目である保育所の優先入所についてここまで見てきたが、そのほかにも子育て支援として内閣府が主導で行なっている企業主導型ベビーシッター派遣事業がある。これは事業主等に雇用される従業員がベビーシッターサービスを利用した際に利用料金の一部もしくは全てを助成する制度だ。対象児童一人当たり一日2枚、1家庭で1ヶ月に最大24枚まで使用することができる。1枚あたり2200円の割引を受けることができるため、最大で1ヶ月あたり52,800円の支援を受けることができる。所得制限がないため、雇用主である企業が導入していれば全ての家庭が利用することができる制度だ。内閣府が行なっているベビーシッターサービスの支援事業以外にも都や地方自治体が主体となって行なっている支援も多く存在している。しかしその多くは対象者を待機児童の保護者に制限している等の制約があり、保育所の優先入所の対象である一人親は該当しない場合が多い。内閣府主導のものにはそうした制限はないが、そもそも事業主が導入していないと利用できないという点に大きな壁がある。いずれの制度も依然として利用率は低く普及していないのが現状だ。

こうした現状を踏まえて第2項では具体的に政策提言を行う。

## 第2項 政策提言の内容

本項では育児を外部化する支援策としてベビーシッターによる訪問育児の拡充を政策として提言する。この政策を提言するにあたり今回は日本において2000年に導入された訪問介護を参考に考察する。ベビーシッターによる訪問育児について説明をする前に、日本においてどのように訪問介護が導入され普及していったのかを説明する。

訪問介護事業は2000年に介護保険制度が創設されると、在宅福祉サービスの柱の一つとして重要視されてきた。導入当初の段階で、在宅福祉サービスには介護職員の人材確保とその人材の質の担保が必要不可欠であることから介護人材の育成体系の見直しが行われた。具体的には確かな知識・技術と高い倫理観の習得を目標に資質と量の確保を同時進行できるシステムとして介護職員の研修制度が考案され2013年度から実施されている。研修制度の中身としては介護職員のスキルを段階的にステップアップして資格を習得していく仕組みとなっている。

本項ではこの介護保険の仕組みを先行事例として、育児の現場においても訪問育児を主軸の政策として取り入れることを提言する。訪問育児がひとり親の時間貧困を解決する政策であると考察するに当たっては第3節での、一人親の時間貧困が子供の面倒を見る大人の数に起因するという分析結果を論拠とする。つまり、ひとり親の身の回りで自分の子供の面倒を見てくれ

る大人がいるかないかの差異が時間貧困に陥るかどうかを決定する要因の一つであるから、現状の保育所等での託児支援では不十分であり、直接家庭に訪問をし育児を代行する支援が必要なのだ。<sup>13</sup>

第1項で取り扱ったように現在でも内閣府や地方自治体主体のベビーシッター派遣サービスは存在している。しかし認知度が低いことや様々な制約があることでひとり親にとって十分に有用な政策であるとは言いがたい。そこで、現在でも注目されつつあるベビーシッターによる訪問育児をひとり親世帯の中でも特に時間貧困に陥っている世帯に向けて支援する政策を提言する。

具体的には、まず時間貧困に陥っている家庭について、介護保険における要介護認定に就いて育児支援の必要な度合いに応じて要育児支援認定を行う。ここでの認定の基準は第3節の分析の際に示したグラフをもとに行う。要育児支援認定を受けた家庭に対しては、介護保険における訪問介護同様、必要な度合いに応じた訪問育児のサポートを行い、時間貧困の解決を図る。

また、具体的な価格設定についても介護保険を参考にする。以下の表は介護保険が適用される場合の訪問介護の基本料金の一例だ。訪問育児を導入する場合においても、その家庭の貧困の度合いに応じて自己負担割合に差を生じさせ幅広く適用させることが望ましい。また介護区分のように育児においても内容に応じて時間ごとに価格を設定する。

表 13: 介護保険適用の場合の訪問介護の基本利用料

区分	1 回当たりの所要時間	基本 利用 料	自己負担 (1割)	自己負担 (2割)	自己負担 (3割)
身体 介護	20 分以上30 分未満	2,58 4 円	259円	517 円	776 円
	30 分以上1 時間未満	4,10 5 円	411 円	821 円	1,232 円
	1 時間以上1 時間30 分未 満	5,99 1 円	599円	1,198 円	1,798 円
身体 介護	1 時間30 分以上 (30 分 増すごとに加算)	864 円	87 円	173 円	260 円
生活 援助	20 分以上45 分未満	1,88 6 円	189円	378 円	566 円
	45 分以上	2,32 3円	233円	465 円	697 円

出典：埼玉医療生活共同組合「訪問介護サービス 料金表」(2018年9月1日)

<sup>13</sup> 過去の税制改正要望では、ベビーシッター代を所得税の所得控除として認めるという「ベビーシッター控除」が提起されたことがある。しかし、本稿で政策提言の対象としている人の所得はほぼ、所得税の課税最低限以下であり、所得税の所得控除が認められても、所得税負担軽減の恩恵はほぼ受けられない。だから、ベビーシッター控除は本稿での対象者には効果がないと考えられる。

価格についても自己負担金額が介護保険と同じくらいになるように設定することで多くの時間貧困のひとり親家庭に対して負荷なくサービスを楽しむことができると考えられるため、介護保険に倣った価格設定を行うとする。

また、訪問育児支援サービスの提供についてさらに問題となるのが、ベビーシッターの人材確保だ。先述したように現状都心部の待機児童問題は減少傾向にあるとはいえ、依然として解決はしておらず、第1章の4項で説明した保育園の優先入所権などをひとり親支援政策としているものの、育児に悩みを抱えている家庭は多い。地方では都心部のような待機児童の割合は低いと根本的にベビーシッター人口が少ないため訪問育児を積極的に利用することが出来ない。それらの状況を改善するために、潜在保育士の訪問育児参入の支援と訪問育児研修の拡充をすることで全国的にベビーシッター人口を増加させる政策を提言する。

図 22：保育士数の推移



出典：株式会社キッズライン『ベビーシッター業界の現状と規制改革の要望』（2020）

図 22 は全国の保育士数の推移を表したものである。この図からわかるように年々潜在保育士（保育士の資格を持っているにも関わらず保育士として働いていない人）は増加している。保育園の残業の多さや人間関係のストレスなどの労働環境に対する不満が募り離職する保育士が多いのが現状である。保育士の資格をもっている者はベビーシッターとして働く条件を満たしているため、潜在保育士をベビーシッターとして雇うことができればベビーシッター人口の増加につながる。また、研修頻度を改善し全国的に行うことで保育士や看護師の資格を持っていない者もベビーシッターとしての雇用につながる可能性がある。

### 第3項 政策提言により期待される効果

ベビーシッターによる訪問育児を普及させる中で訪問育児を受ける家庭の段階的な区別とベビーシッターの育成制度の充実を政策として提言したが、これにより「訪問育児を利用するにあたってのハードルを下げる効果」及び、「ひとり親や共働き世帯など特筆して育児時間が不足しており時間貧困に陥りやすい世帯に対する集中的な支援」を期待することができる。

潜在保育士の雇用と研修の拡充により全国的にベビーシッターの人口を増やすことでベビーシッター不足をなくすことで、待機児童として保育園入所に困っている都心の世帯や訪問育児を活用することが難しい地方の世帯どちらにもより訪問育児を活用しやすい環境を提供することができる。また、訪問育児を必要とする家庭を介護保険のように一定の基準で段階分けすることで相対的に他の家庭より時間貧困に陥っている世帯が必要に応じて優先的に訪問育児を利用することが可能となる。

### 第3節 政策提言2：児童扶養手当の支給制限基準改訂

#### 第1項 児童扶養手当の現状

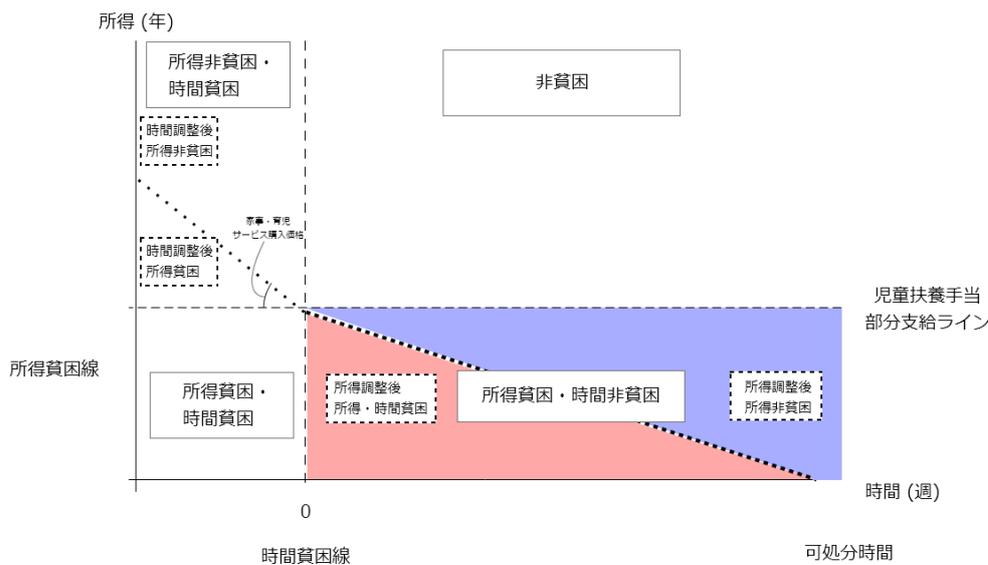
先述の通り、現行の制度下では7割程度のひとり親世帯が児童扶養手当を受給しているものの、以下2つの課題があると考えている。一つ目の課題は、金銭的尺度のみで測った際は児童扶養手当支給の制限額以上の所得がある世帯であっても、時間貧困世帯においては家事の外部化を行った結果、実質的には所得貧困に陥る世帯（図11で時間調整後所得貧困に該当）が存在することが挙げられる。二つ目の課題は、表5で示したように、ひとり親世帯のうち46%もの世帯が「所得貧困・時間非貧困」であるが、これらの世帯が現行制度下では無条件に児童扶養手当支給対象であることである。この世帯の中にも、さらなる就労が可能な世帯が一定数存在するであろうことは容易に想像できる。

#### 第2項 政策提言の内容

児童扶養手当の支給制限を所得と時間の二次元による基準に改訂することを提言する。

具体的には、家事の外部化コストを考慮した際に新たに所得貧困に陥る世帯（図23の時間調整後所得貧困世帯）を支給対象にする。一方で、「時間非貧困・所得貧困」世帯のうち余っている時間を労働にあてた際に所得貧困から脱することができる世帯（図23の所得調整後所得非貧困世帯）を支給対象外にする。

図23 所得調整後の所得と時間の二次元から見た貧困



出典：浦川（2018） 図1をもとに筆者作成

前者は第3章 第4項 家事労働の代替率において求めた、

$$Y^i_p E^i_p : Y = -14.8346X + M^i_p \quad (X < 0) \quad Y^i_A E^i_A : Y = -14.8346X + M^i_p \quad (X < 0)$$

を基準として適用する。一方、後者に関しては、令和3年度の最低賃金全国加重平均である930円を用いて新たな基準を算出する。図11における横軸をX、縦軸をYと定義したことを踏まえると、 $X > 0$ では一週間あたりX時間、時間が余っている。よって、1年あたり $365/7 \times X$ 時間、時間が余っていると見える。そこで、 $X > 0$ に該当するのであれば、理論上は時間非貧困世帯が余剰時間をすべて労働にあてた際に1年間で稼げる額は

$$365/7 \times 930X = 48492X \text{ 円}$$

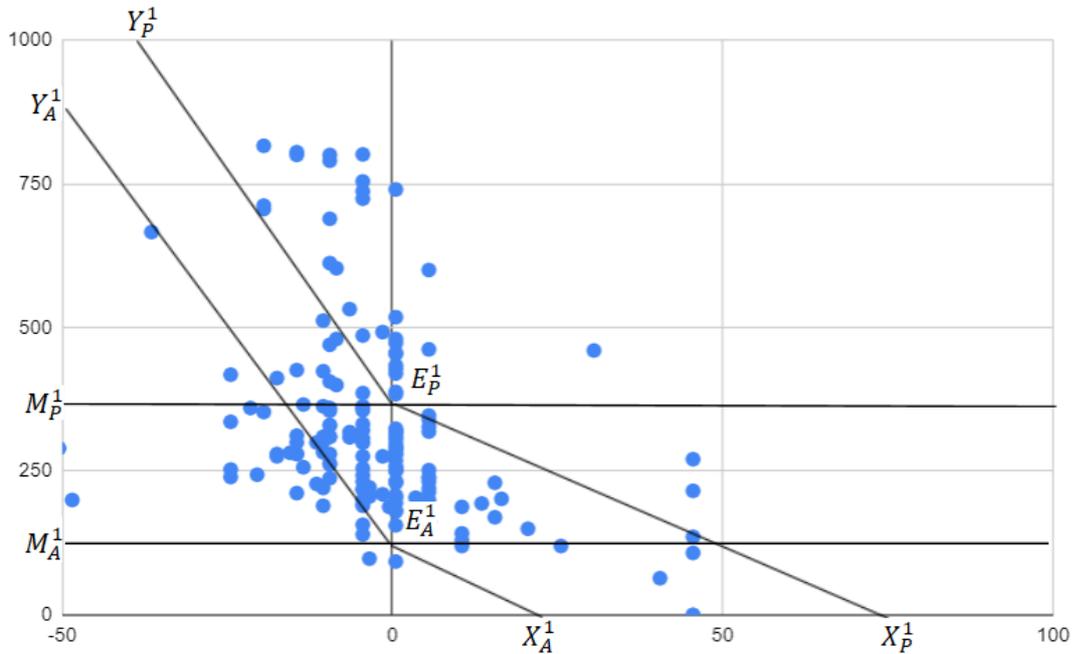
と求められる。そこで、「所得貧困・時間非貧困」の領域のうち「余剰時間を考慮した際に所得貧困から脱しうる世帯」と「余剰時間を労働にあてたとしても所得貧困から脱せない世帯」の境は以下のように表せる。

$$E^i_P X^i_P : Y = -48492X + M^i_P \quad (X > 0)$$

$$E^i_A X^i_A : Y = -48492X + M^i_A \quad (X > 0)$$

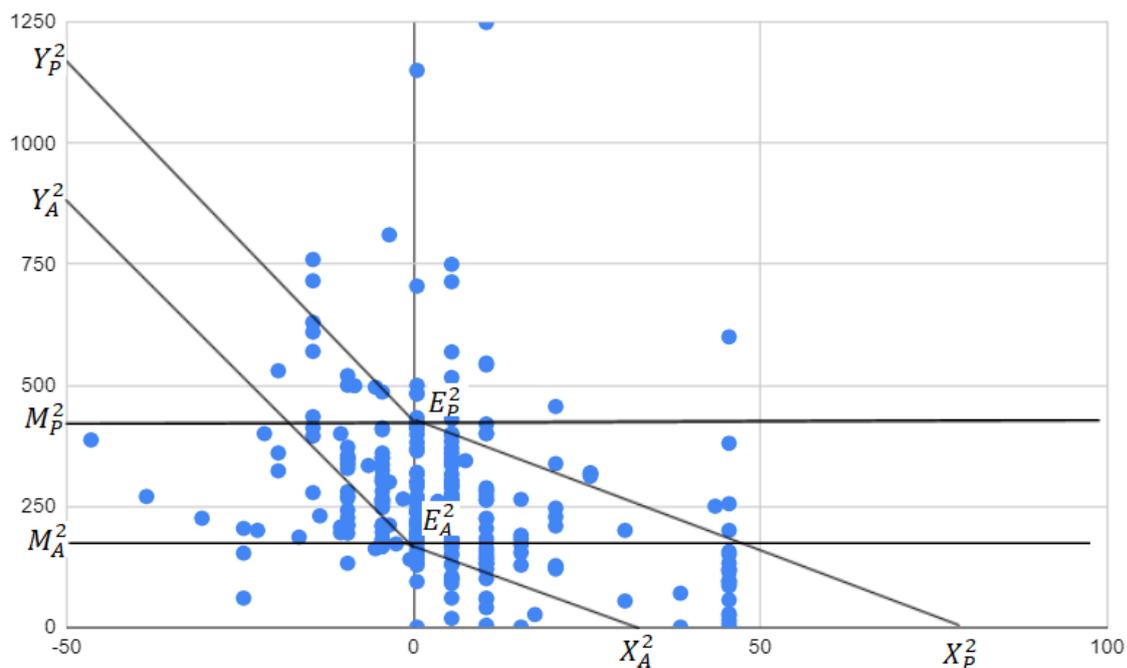
そこで、JPSC の個票パネルデータを用いて、ひとり親を対象とした所得と可処分時間の実績値を青天としてプロットするとともに、前述の時間調整後所得貧困・所得非貧困の境界線と、所得調整後時間貧困・時間非貧困の境界線を合わせて示したのが、図 24 から図 26 である。それぞれの図は、子どもの数で分けている。

図 24 所得と時間の二次元からみた散布図（子供 1 人）



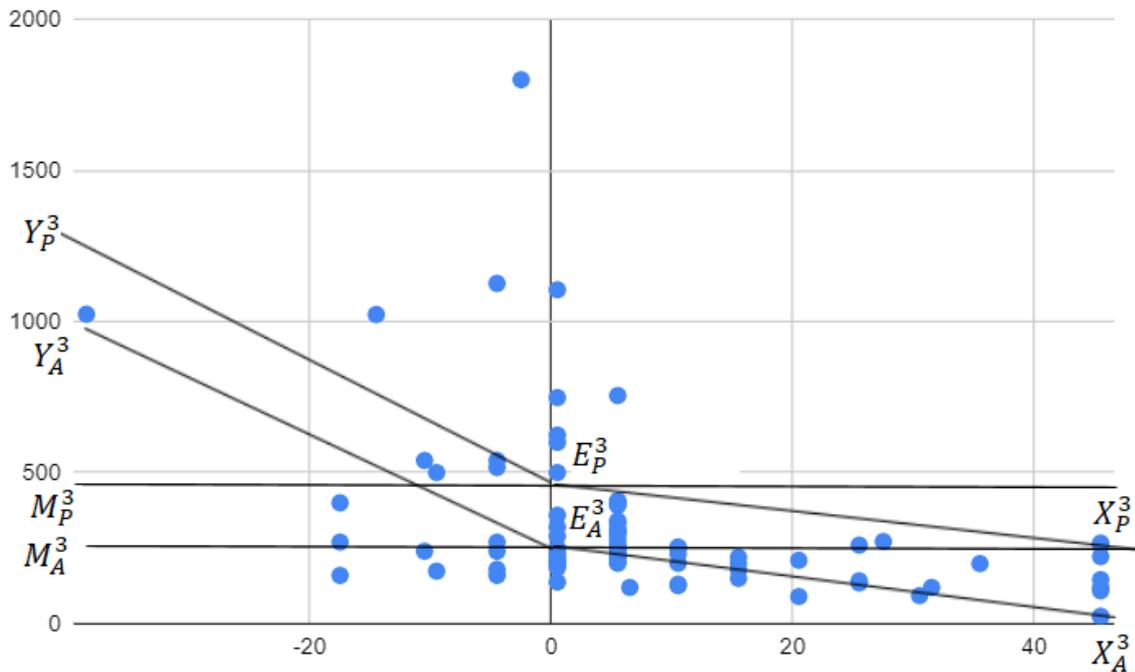
(筆者作成)

図 25 所得と時間の二次元からみた散布図（子供 2 人）



(筆者作成)

図 26 所得と時間の二次元からみた散布図（子供 3 人）



(筆者作成)

元の支給制限額は全部支給においては  $M_A^1$ 、一部支給額においては  $M_P^1$  であったが、改訂後の児童養護扶養手当の支給基準は全部支給が  $Y_A^1 E_A^1 X_A^1$ 、一部支給が  $Y_P^1 E_P^1 X_P^1$  になる。

ただし、「所得調整後所得非貧困」の領域に該当する世帯のうち心身における健康上の問題を始めとしたなんらかの正当な理由で余剰時間を労働に費やすことが難しい世帯が存在するがこれらの世帯においては支給を継続する。

### 第 3 項 政策提言により期待される効果

従来の制度では「所得調整後所得非貧困世帯」に対しても児童扶養手当を支給しているので、時間が余っている世帯が余剰時間を就労にあてることへのディスインセンティブになりうる。同時に、従来の制度では「時間調整後所得貧困世帯」が支給対象外であるので、生活時間が不足するほど働いていてかつ家事の外部化コストを考慮すると実質的に所得貧困に陥る世帯では児童扶養手当を支給できないことになる。こういった事実があると、労働時間と賃金を調節して児童扶養手当を受給しようとする世帯を生じさせることにつながり、就労へのディスインセンティブになりうる。例えば、子供 1 人の場合では年収 365 万円が一部支給制限額であるが、年収 365 万円の世帯は年に 12 万円支給され、結果として 377 万円得ることができるので、年収 377 万円以下の人は皆 365 万円に就労調整をすると見込まれる。しかし、時間軸を考慮に入れた改訂版の児童扶養手当では、労働時間の増加も考慮することで、経済学的にいうと、追加的労働所得に対する税率を低くしているので就労のインセンティブにつながる。また、改訂後には、「時間調整後所得貧困世帯」が支給対象になる一方、「所得調整後所得非貧困世帯」が支給対象外になることも、不公平感を是正し、就労のインセンティブにつながる効果を持つ。そして、努力してもなお困っている「時間調整後所得貧困世帯」に支給をし、改善の余地がある「所得調整後所得非貧困世帯」の支給を取りやめる制度の改定は、財政赤字が深刻化している日本において、税金を効率的に使った社会保障の実現も可能にする。

#### 第4項 考えられる問題と実現可能性

制度の移行に伴って、児童扶養手当支給対象外になる世帯が存在する。これらの世帯が余剰時間をあてることができる就労にありつけるのが問題としてあげられる。そこで、就労支援を強化する必要があるというのは言うまでもない。同時に、制度の移行期間をある程度設けることも必要不可欠である。「所得調整後所得非貧困」に対しては、移行期間中は原則としては支給を継続しながらも毎年減額することで対応する。

実現可能性について図 24, 25, 26 をサンプルとして用いることで、財源の面から議論する。まず、児童扶養手当の支給制限基準を改訂することによる支給対象世帯数の変化に着目する。

まず、JPSC において、条件に当てはまる世帯数を示すと、次のようになる。もちろん、JPSC の全標本数は 5648 世帯で、本稿では 8 年分のデータをプールした後、同数値を排除した。そのうちの当てはまる世帯数だから、かなり少数とならざるを得ない。しかし、2015 年の国勢調査におけるわが国の世帯数は 5344 万 8685 世帯であり、JPSC の全標本数に対する 2015 年の国勢調査における世帯数の比率で相似拡大すれば（より厳密には、比推定という方法で行えば）、より現実的な世帯数として、本稿の分析を解釈することが可能である。

##### 子供 1 人の場合

###### 新たに支給対象になる世帯

A 支給対象外から部分支給になる世帯:18 世帯

B 支給対象外から全部支給になる世帯:4 世帯

###### 支給額が上がる世帯

C 部分支給から全部支給になる世帯:35 世帯

###### 支給対象外になる世帯

D 部分支給から支給対象外になる世帯:4 世帯

###### 支給額が下がる世帯

E 全部支給から部分支給になる世帯:6 世帯

##### 子供 2 人の場合

###### 新たに支給対象になる世帯

A 支給対象外から部分支給になる世帯:7 世帯

B 支給対象外から全部支給になる世帯:0 世帯

###### 支給額が上がる世帯

C 部分支給から全部支給になる世帯:28 世帯

###### 支給対象外になる世帯

D 部分支給から支給対象外になる世帯:11 世帯

###### 支給額が下がる世帯

E 全部支給から部分支給になる世帯:38 世帯

##### 子供 3 人の場合

###### 新たに支給対象になる世帯

A 支給対象外から部分支給になる世帯:4 世帯

B 支給対象外から全部支給になる世帯:0 世帯

###### 支給額が上がる世帯

C 部分支給から全部支給になる世帯:5 世帯

###### 支給対象外になる世帯

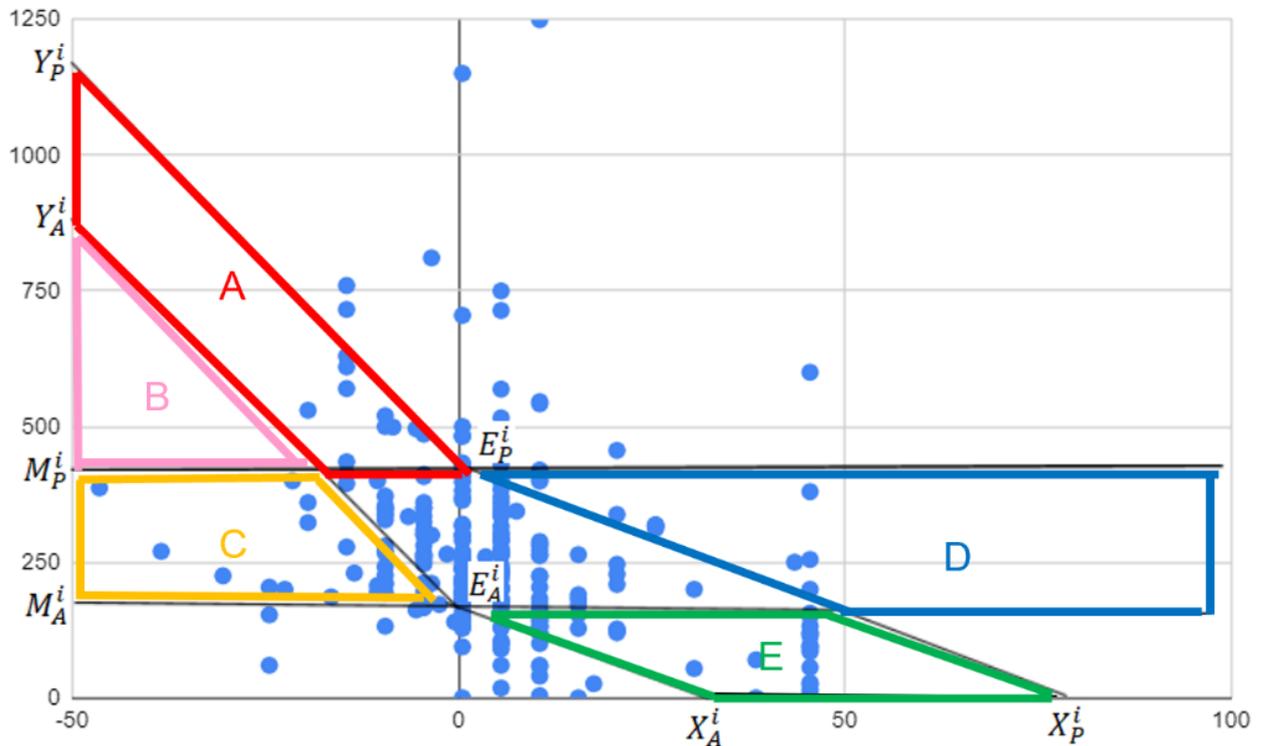
D 部分支給から支給対象外になる世帯:2 世帯

###### 支給額が下がる世帯

E 全部支給から部分支給になる世帯:20 世帯

図 27 においては子供の人数 2 人の場合を例に用いて、A-E の世帯がどの領域に該当するのかが示す。一般論として示すために、子供の人数を  $i$  で置いている。

図 27 A-E の領域



(筆者作成)

支給額は現行制度と同額で規定した<sup>14</sup>。なお、部分支給額は子供の数ごとに上限と下限の平均値を試算に適用した。

子供 1 人の場合

全部支給額：43160 円

部分支給額： $(43150+10180) \div 2=26665$  円

子供 2 人の場合

全部支給額： $43160+10190=53350$  円

部分支給額： $(53340+15280) \div 2=34310$  円

子供 3 人の場合

全部支給額： $43160+10190+6110=59460$  円

部分支給額： $(59450+18340) \div 2=33895$  円

以上をもとに、改訂に伴う予算の変化を試算する。

領域 A の増加分： $26665 \text{ 円} \times 18 \text{ 世帯} + 34310 \text{ 円} \times 7 \text{ 世帯} + 33895 \text{ 円} \times 4 \text{ 世帯} = 855720$  円

領域 B の増加分： $43160 \text{ 円} \times 4 \text{ 世帯} = 172640$  円

領域 C の増加分： $(43160 \text{ 円} - 26665 \text{ 円}) \times 35 \text{ 世帯} + (53350 \text{ 円} - 34310 \text{ 円}) \times 28 \text{ 世帯} + (59460 \text{ 円} - 33895 \text{ 円}) \times 5 \text{ 世帯} = 1238270$  円

領域 D の減少分： $26665 \text{ 円} \times 4 \text{ 世帯} + 34310 \text{ 円} \times 11 \text{ 世帯} + 33895 \text{ 円} \times 2 \text{ 世帯} = 551860$  円

<sup>14</sup> 厚生労働省「児童扶養手当制度の概要」(2021)より、令和 3 年度の子供 1 人の場合の全額支給額は 43160 円、一部支給額は 43150 円～10180 円、子供 2 人目の加算額は全部支給額は 10190 円、一部支給額は 10180 円～5100 円、子供 3 人目の加算額は全部支給額は 6110 円、一部支給額は 6100 円～3060 円であることを用いた。

領域 E の減少分：(43160 円－26665 円)×6 世帯+(53350 円－34310 円)×38 世帯+(59460 円－33895 円)×20 世帯=1333790 円

まとめると増加分は 226 万 66630 円、減少分は 188 万 5650 円である。このように、現在の分布のままでは、減少分で増加分を補いきることはできないが、制度改定に伴う予算の 8 割 5 分程度の財源確保はできていると言える。制度の改定に伴って、第 3 項で述べたように就労のインセンティブとなることで、長期的にみれば支給対象世帯が減少することも見込めば財源確保の目途があるといえる。

## 第 4 節 政策提言 3：就労支援の強化

### 第 1 項 就労支援の現状

ひとり親への就労支援として現在政府が行っている政策としては 3 種類に分けられる。1 つ目にひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業、高等学校卒業程度認定試験合格支援事業、母子家庭等自立支援給付金事業などのスキルアップへの支援である。給付型、貸付型両方あり、資格取得のための費用を一部補助している。また、貸付型は条件を満たすことで返還が免除される制度がある。

2 つ目に母子家庭等就業・自立支援センター事業、母子・父子自立支援プログラム策定事業、ひとり親家庭への相談窓口の強化事業、ハローワークにおける児童扶養手当受給者当に対する就労支援、ひとり親家庭の在宅就業推進事業などのキャリア支援である。ハローワークや面談などによってよりきめ細かい就業支援を行っている。

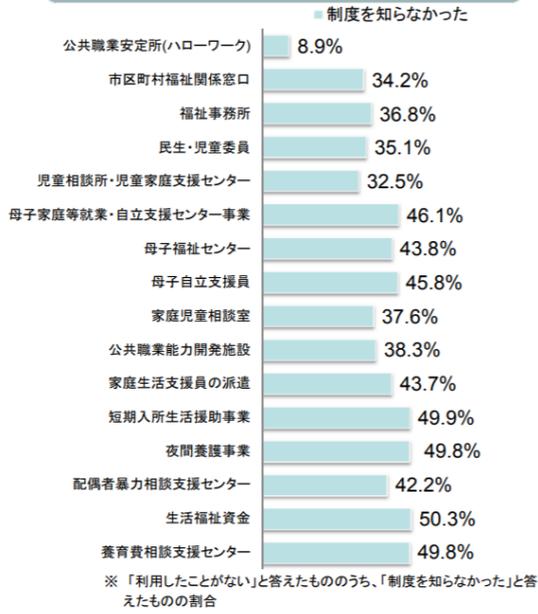
最後にトライアル雇用助成金、特定求職者雇用開発助成金といったひとり親を雇用する企業への助成金支給である。これにより、ひとり親を雇用するインセンティブを企業に付与しひとり親が雇用されやすくなるよう働きかけている。これらの政策が現在政府として行っているひとり親への就労支援であり、他にも各自治体による様々な支援が行われている。

こういった様々な支援が行われているものの、第 1 章第 2 節 3 項でも述べたように母子家庭の正規雇用は 39.4%、非正規雇用は 52.1%と現状日本のひとり親は就業率が高いにもかかわらず正規雇用の割合が低いことが分かる。もちろん、時間に余裕を持たせるため非正規雇用を選択している層も一定数いるはずだが、それでも未だ高い数値のままである。また、図 28、図 29 から公的制度の認知度は高いとはいえ、図 30、図 31 のように父子家庭、母子家庭ともに制度の利用率が低い状態に陥っていることが分かる。

図 28：父子世帯における公的制度等の周知状況 図 29：母子世帯における公的制度等の周知状況

12(6) 父子世帯における公的制度等の周知状況

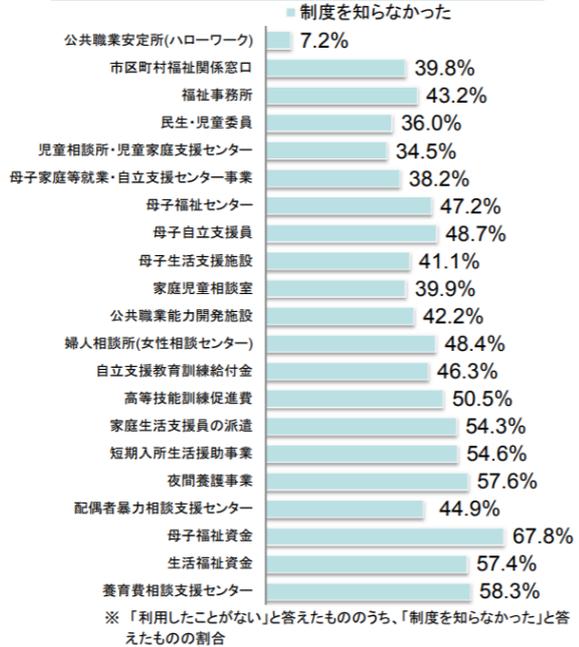
○ 父子世帯の公的制度等の周知状況については、利用したことのない者のうち、「制度を知らなかった」としたものは、制度等によっては5割程度のももあり、ひとり親家庭支援施策の認知度は高くなく、更なる周知が必要。



出典：厚生労働省(2013)

12(4) 母子世帯における公的制度等の周知状況

○ 母子世帯の公的制度等の周知状況については、利用したことのない者のうち、「制度を知らなかった」としたものは、制度等によっては5割を超えるものもあり、ひとり親家庭支援施策の認知度は高くなく、更なる周知が必要。

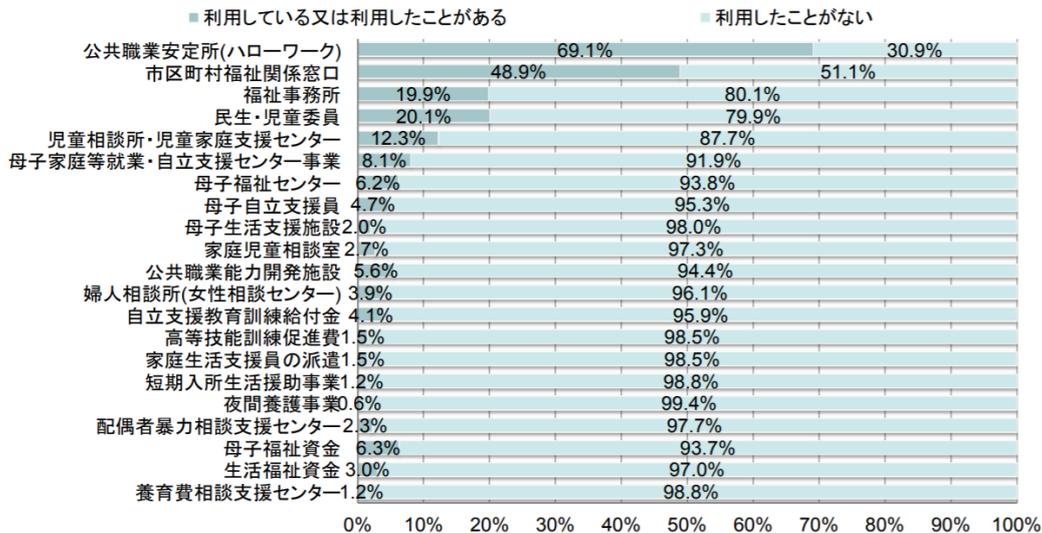


出典：厚生労働省(2013)

図 30：母子世帯における公的制度等の利用状況

12(1) 母子世帯における公的制度等の利用状況

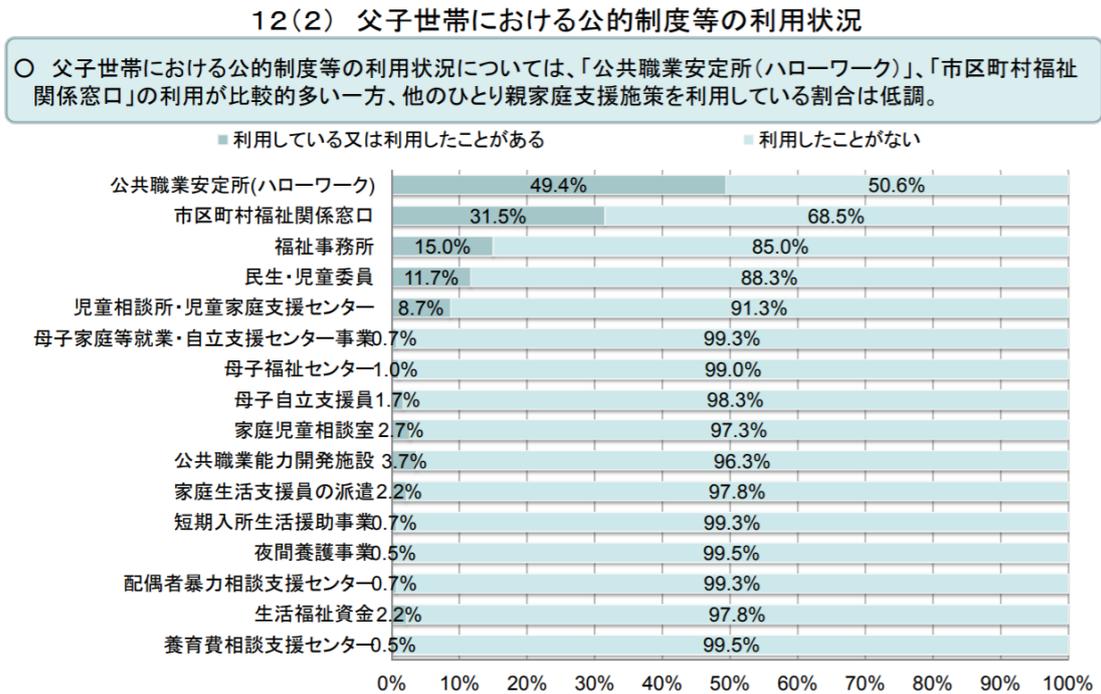
○ 母子世帯における公的制度等の利用状況については、「公共職業安定所(ハローワーク)」、「市区町村福祉関係窓口」の利用が比較的多い一方、他のひとり親家庭支援施策を利用している割合は低調。



(出典)平成23年度 全国母子世帯等調査

出典：厚生労働省(2013)

図 31：父子世帯における公的制度等の利用状況



(出典)平成23年度 全国母子世帯等調査

出典：厚生労働省(2013)

**第 2 項 政策提言の内容**

第 3 節 2 項でも述べたように、様々な支援が行われているにもかかわらず、ひとり親の正規雇用率は依然として低いままである。もちろん、時間に余裕を持たせるため非正規雇用を選択している層も一定数いるはずだが、それでも未だ高い数値のままである。そのため就労支援の認知度向上を目的とした政策を提言し、既存の就労支援制度の利用率向上を目指す。認知度向上のための政策は 2 つある。1 つ目がオンライン化の推進である。現在オンラインによる相談の拡充は行われているものの、充分とは言い難い。そこで、時間貧困に陥りがちなひとり親世帯のためオンライン化を推進し、制度利用に対するハードルを下げることを目指す。2 つ目にひとり親の利用率が特に高い制度の窓口から他制度への紹介である。具体的にひとり親世帯の利用率が高い制度として図 28、図 29 から父子世帯 49.4%、母子世帯 69.1%が利用したことがあるハローワークがあげられる。また、代表的なひとり親世帯の支援である児童扶養手当は児童扶養手当受給者数÷ひとり親全体で求められる 70.9%と高い割合となっている。これら 2 つの制度はひとり親の中での利用率・認知度ともに高く、申請のため窓口へ足を運ぶ必要がある。これらのことから、児童扶養手当・ハローワーク担当者による他制度の紹介を提言する。

次に、第 4 章第 2 節第 3 項の時間貧困を考慮に含んだ子育て支援策の適用基準変革により、支援策の適用対象から外れる人への政策を論ずる。前提として、この政策の対象者は現状所得貧困、時間非貧困の人々である。これらの人は現状時間非貧困であるため、働く時間は充分にあるはずだ。そこで、これらの人への就労支援、特に正規雇用の促進を目指した政策を提言する。正規雇用を増やすために行うアプローチとしては企業への税制優遇・助成金などの優遇による雇用インセンティブの付与、求職者が雇用されるような能力の取得が考えられる。これら 2 つについて 1 つずつ論じていく。1 つ目の企業への優遇としては現在行われているトライアル雇用助成金、特定求職者雇用開発助成金といった助成金の更なる拡充に加え、ひとり親の雇用に積極的な企業をモデルケースとして表彰することでひとり親の雇いを推進するとともに企業への認知度向上を目指す。2 つ目の雇用されるような能力の取得として前項のような政策が主に行われているが、そのなかでもひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業については養成機関の入学準備金・就職準備金の貸し付けを行っており、条件を満たせば返還を免除するとしている。しかし、その条件は養成機関卒業から 1 年以内に資格を活かした就職をして貸付を受けた

都道府県又は指定都市の区域内等において、5年間その職に従事するという厳しい条件である。そこで、この条件を3年間に削減するなど条件の緩和を提言する。

### 第3項 政策提言により期待される効果

本項では政策提言により期待される効果について述べていく。認知度向上のためのオンライン化、児童扶養手当・ハローワーク担当者による他制度の紹介により現在利用率が低い制度の利用率向上が見込まれる。また、正規雇用促進のための助成金の拡充、表彰などの雇用インセンティブの付与、資格取得のための条件緩和により現在のひとり親の正規雇用率 39.4%より増やすことができると考えられる。

### 第4項 考えられる問題と実現可能性

最後に考えられる問題と実現可能性について、財源といったコスト面と制度設計、世論といった観点から論ずる。オンライン化についてはある程度のコストが見込まれるものの、児童扶養手当・ハローワーク以外の制度にも応用可能であり、各自治体として実行していくことの意義は大きい。児童扶養手当・ハローワーク担当者による他制度の紹介については、各制度を運営する自治体への呼びかけを行うのみであり、そこまでコストはかからないと考えられる。一方で、これらの制度に対する教育は各自治体によって差が出てしまうと考えられる。正規雇用促進については制度を拡充すれば単純にコストは上昇するが、トライアル雇用助成金については執行額が予算額を大きく下回っていることなどから急速な拡大を行わない限り財源の確保は可能である。最後に資格取得支援については条件の緩和は制度の改正を行うのみで、施行の際にコストはそこまでかからないが施行後利用者が増えた場合の財源確保は課題である。

## 第5節 政策提言のまとめ

現在我が国において所得貧困及び時間貧困に陥っているひとり親世帯に対する支援を強化するために、分析結果を踏まえ、第一に食事面での家事負担を軽減させるために家事の外部化支援策費用の低下を提言した。また、食事面だけでなく育児負担を軽減させるために育児の外部化によるひとり親支援を提言した。これら二つの政策により、所得貧困及び時間貧困に陥っているひとり親世帯の家事育児時間を生活時間を削ることなく確保し、働くインセンティブを向上させられると考える。第二に、児童扶養手当の支給制限基準を時間的尺度から改訂し時間調整後に所得貧困に陥る世帯を新たに基準に含めることを提言した。この際、所得貧困及び時間貧困に位置するひとり親世帯のなかで、一部の働ける世帯を支給対象から外すことで財源の確保が可能になる。支給対象から外された世帯は最後の政策である就労支援の強化によってスキルアップを促し、労働効率を向上させることで時間貧困からの脱出が図られる。その結果、時間貧困に陥る世帯の生活時間を確保することができ、本稿のビジョンである「誰もが働きやすい社会の実現」が達成されることが考えられる。

## おわりに

本稿では、日本ではまだ注目されることの少ない時間的余裕を失う貧困（時間貧困）という社会問題について、ひとり親に焦点を当てて我が国の社会福祉制度におけるセーフティネットが不十分であるとして、金銭面だけでなく時間という観点からも貧困に陥らない社会を構築する現行の社会保障制度の見直しと新たな政策の提言を目的としてきた。ひとり親の時間貧困の実態について、石井・浦川(2014)等を参考に所得と時間に関する二次的貧困線を作成し、その要因については多項ロジスティック回帰分析を用いて検討をした。

政策提言では、上記の分析結果を踏まえ、家事・育児の外部化支援策、児童扶養手当の支給制限の改定、就労支援の強化という3つの提言を行なった。具体的には、家事・育児の外部化支援策では、食料支援とその食料支援を行う民間企業への助成金支援、また介護保険制度に倣ったベビーシッターによる訪問育児の拡充を提言した。児童扶養手当の支給制限の改定では家事の外部化コストを考慮した支給対象の見直し、就労支援の強化では就労支援の認知度向上と児童扶養手当の支給制限の見直しで対象から漏れた人への支援を提言した。

本稿の提言の意義は、我が国では認知の進んでいない時間貧困という概念を政策に取り込み、かつひとり親に焦点を当てることで、所得面のみでの尺度では貧困とされていないが時間的余裕がなく貧困であるひとり親へのより健康で豊かな生活や育児の保障を推進できるという点である。

しかし本稿では、分析において残された課題があった。多項ロジスティック分析によるひとり親の時間貧困の要因分析において子供の人数の多さが時間的余裕に影響するという仮説が実証されず、子供の人数が多いほど時間的余裕が生まれるという一見矛盾した結果となった。その要因としては、子供の人数に関係なく家事時間を一定にしたことなどが挙げられるが、ひとり親に関するデータは日本ではまだ少なく分析が難航した点もあったため、こうした点が今後の研究課題と言える。

最後に、本研究がひとり親をはじめとする時間的余裕を失う貧困に陥っている人々への社会保障制度の検討に貢献し、誰もが金銭面のみでなく時間的な面からも余裕を持って子育てを行える社会が到来する事を願い、本稿の締めとする。

本稿の執筆にあたり、慶應義塾大学パネルデータ設計・解析センター、東京大学社会科学研究所付属社会調査・データアーカイブ研究センターよりデータ提供のご協力をいただいた。ここに感謝の意を表する。

## 主要参考文献・引用文献・データ出典

### 主要参考文献

Fujikawa Chisa (2008) Single Mothers and Welfare Restructuring in Japan: Gender and Class Dimensions of Income and Employment

<https://apjif.org/-Fujiwara-Chisa/2623/article.html>

Vickery, C. (1970). The Time-Poor: A New Look at Poverty. The Journal of Human Resources, 12, 27-48. <https://doi.org/https://doi.org/10.2307/145597>

浦川邦夫. (2018). 就労世代の生活時間の貧困に関する考察. 社会政策, 10(1).

[https://www.jstage.jst.go.jp/article/spls/10/1/10\\_25/\\_pdf/-char/ja](https://www.jstage.jst.go.jp/article/spls/10/1/10_25/_pdf/-char/ja)

浦川邦夫, & 石井加代子(2014). 生活時間を考慮した貧困分析.

[https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/download.php/AN00234698-20141000-0097.pdf?file\\_id=105820](https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/download.php/AN00234698-20141000-0097.pdf?file_id=105820)

厚生労働省 (2021), 『介護保険施設における食費・居住費と高額介護サービス費の負担限度額が令和3年8月1日から変わります』, <https://www.mhlw.go.jp/content/000778218.pdf>

中野区東部区民センター運営委員会 (2021), フードパントリー

<https://nakano-tobu.securesite.jp/>

楽天インサイト株式会社 (2016), 『料理に関する調査』,

<https://insight.rakuten.co.jp/report/20161220/>

### 引用文献

OECD (2017)、OECD Income Distribution (データベース)

<https://www.oecd.org/economy/surveys/Japan-2017-OECD-economic-survey-overview-japanese.pdf>

s. t. (2017)ひとり親家庭を取り巻く状況と求められる支援 ―仕事と家庭の両立に向けて―

[http://www.f.waseda.jp/k\\_okabe/semi-theses/1718s\\_t.pdf](http://www.f.waseda.jp/k_okabe/semi-theses/1718s_t.pdf)

石井加代子, & 樋口美雄. (2015). 非正規雇用の増加と所得格差: 個人と世帯の視点から: 国際比較に見る日本の特徴. 三田商学研究, 58(3).

[https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara\\_id=AN00234698-20150800-0037](https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234698-20150800-0037)

石井加代子・浦川邦夫, (2017), 生活時間の貧困分析―「21世紀縦断調査・成年者調査」による検証

<https://www.pdrc.keio.ac.jp/uploads/DP2016-015.pdf>

大石亜希子(2016)「男女平等に向けた施策について」, 2-2

[https://www.gender.go.jp/kaigi/senmon/jyuuten\\_houshin/sidai/pdf/jyu02-2-2.pdf](https://www.gender.go.jp/kaigi/senmon/jyuuten_houshin/sidai/pdf/jyu02-2-2.pdf)

小原美紀・沈燕妮(2021), 「失業給付の効果分析」, 日本労働研究雑誌 2021年1月号 (No. 726), 2

<https://www.jil.go.jp/institute/zassi/backnumber/2021/01/pdf/035-046.pdf>

厚生労働省, ハローワークサービス, 雇用保険制度の概要

[https://www.hellowork.mhlw.go.jp/insurance/insurance\\_summary.html](https://www.hellowork.mhlw.go.jp/insurance/insurance_summary.html)

厚生労働省, 児童扶養手当について(2021)

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/osirase/100526-1.html>

厚生労働省平成 28 年度全国ひとり親世帯等調査結果報告 (2016) 養育費の状況

① (クレジットなし) 平成 28 年度全国ひとり親世帯等調査結果 (mhlw.go.jp)

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課(2020)ひとり親家庭の現状と支援施策について～その 1～

<https://www.mhlw.go.jp/content/11920000/000705274.pdf>

厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課. (2014). ひとり親家庭の支援について

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/pdf/shien.pdf>

小林淑恵 (2009), 「児童手当の家計への影響」, p9

<http://www.ipss.go.jp/syoushika/bunken/data/pdf/19514508.pdf>

駒村康平(2018) 「貧困」 p. 24-36 ミネルヴァ書房

阿部 彩 (2021) 相対的貧困率の動向: 2019 年国民生活基礎調査を用いて文献

相対的貧困率の動向: 2019 国民生活基礎調査を用いて (4).pdf

永井 恵子 (2016), 我が国の家事外部化の動向を探る一家計調査結果から見た「家事に関する

支出」, [http://kakeiken.org/journal/jjrhe/109/109\\_07.pdf](http://kakeiken.org/journal/jjrhe/109/109_07.pdf)

東京都福祉保健局 (2021), ひとり親家庭支援

[https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kodomo/hitorioya\\_shien/covid19shien.html](https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kodomo/hitorioya_shien/covid19shien.html)

内閣官房 行政改革推進本部事務局. (2020, November 12). 令和 2 年度秋の年次公開検証

(「秋のレビュー」) (1 日目) 子供の貧困・シングルペアレンツ問題 (I). 政府の行政改革. [https://www.gyokaku.go.jp/review/aki/R02/img/20201112\\_1\\_gijiroku.pdf](https://www.gyokaku.go.jp/review/aki/R02/img/20201112_1_gijiroku.pdf)

内閣官房 行政改革推進本部事務局. (2020, November 13). 令和 2 年度秋の年次公開検証

(「秋のレビュー」) (2 日目) 子供の貧困・シングルペアレンツ問題 (II). 政府の行政改革. [https://www.gyokaku.go.jp/review/aki/R02/img/20201113\\_2\\_gijiroku.pdf](https://www.gyokaku.go.jp/review/aki/R02/img/20201113_2_gijiroku.pdf)

株式会社キッズライン (2020) 『ベビーシッター業界の現状と規制改革の要望』

[200309koyou06.pdf](https://www.kidsline.jp/200309koyou06.pdf) (cao.go.jp)

厚生労働省(2013) ひとり親家庭の現状と支援施策の課題について

<https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r985200000336oi-att/2r985200000338ck.pdf>

<https://www.gender.go.jp/policy/sokushin/ouen/employment/single/>

内閣府男女共同参画局 ひとり親家庭への就業支援

宮本教代(2013) 「わが国の訪問介護事業の変遷に関する一考察～訪問介護者の研修制度のあり方から～」

<https://www.shitennoji.ac.jp/ibu/docs/toshokan/in/in07-04.pdf>

